

指定数量未満の危険物及び指定可燃物  
の規制に関する運用基準

令和6年9月

駿東伊豆消防本部

# 目 次

第 1	目的	1
第 2	危険物に関する事項	
1	少量危険物の貯蔵及び取扱い	1
2	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い	1
3	少量危険物貯蔵取扱場所の最大貯蔵数量及び最大取扱数量の算定方法	7
4	少量危険物貯蔵取扱場所の配管及び配管に接続される設備の区分	8
第 3	少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の2）	
1	標識及び掲示板（第2項第1号）	10
2	漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備（第2項第2号）	10
3	危険物を加圧する設備等の圧力計及び有効な安全装置（第2項第5号）	12
4	電気設備（第2項第7号）	12
5	静電気除去装置（第2項第8号）	15
6	危険物を取り扱う配管（第2項第9号）	16
7	消火設備	26
第 4	屋外の少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の3）	
1	空地及び防火上有効な塀（第2項第1号）	27
2	危険物の流出防止及びためます並びに油分離装置（第2項第2号）	28
第 5	屋内の少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の3の2）	
1	少量危険物貯蔵取扱場所の室内及び防火戸（第1号・第2号）	30
2	危険物の浸透防止、傾斜及びためます（第3号）	30
3	架台（第4号）	30
4	必要な採光、照明及び換気の設備（第5号）	30
5	可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備（第6号）	32
第 6	少量危険物タンク貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の4）	
1	屋外タンク	34
2	屋内タンク	35
3	タンクの鋼板及び圧力タンク（第2項第1号）	38
4	地震等の転倒及び落下防止（第2項第2号）	39
5	圧力タンクの安全装置及び圧力タンク以外の通気管等（第2項第4号）	39

6	引火防止措置（第2項第5号）	40
7	危険物の量の表示（第2項第6号）	40
8	注入口及び弁等（第2項第7号）	40
9	緩衝装置（第2項第9号）	41
10	危険物の流出防止（第2項第10号）	43
11	タンク底板の腐食防止（第2項第11号）	44
<b>第7 地下タンク少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の5）</b>		
1	コンクリート造等のタンク室及び漏れ防止構造（第2項第1号）	45
2	自動車等の荷重防止にかかる蓋（第2項第2号）	46
3	タンク基礎（第2項第3号）	46
4	地下タンクの鋼板（第2項第4号）	46
5	鋼板と同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（第2項第4号）	46
6	漏れを検知する設備（第2項第7号）	47
<b>第8 移動タンク少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の6）</b>		
1	貯蔵及び取扱いの基準（第1項）	48
2	車両に複数のタンクを固定する場合	49
3	常置場所（第2項第1号）	49
4	移動タンクの鋼板（第2項第2号）	49
5	Uボルト等のタンクの固定（第2項第3号）	50
6	タンクの間仕切り板（第2項第5号）	50
7	防波板（第2項第6号）	51
8	マンホール・注入口の蓋（第2項第7号）	52
9	防護柵（第2項第8号）	52
10	非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁（第2項第9号）	53
11	タンク及び附属装置の電気設備（第2項第11号）	53
12	注入ホース	54
13	接地導線	54
<b>第9 指定可燃物等貯蔵取扱場所の基準（条例第33条・第34条）</b>		
1	貯蔵及び取扱い	55
2	指定可燃物等貯蔵取扱場所の同一場所の範囲	56
3	指定可燃物の具体的な品名例（条例第33条第1項）	57

4	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量算定	62
5	空地及び防火上有効な塀（条例第33条第2項第1号）	63
6	20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う室 （条例第33条第2項第2号）	63
7	綿花類等と危険物の貯蔵、又は取扱い（条例第34条第1項第3号）	64
8	廃棄物固形化燃料等の適切な水分管理（条例第34条第1項第5号ア）	64
9	綿花類等の集積（条例第34条第2項第2号・3号）	64
10	廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭集積場所に設置する 適温管理の散水設備等（条例第34条第2項第2号）	64
11	合成樹脂類集積場所に設置する火災拡大又は延焼防止の必要な措置 （条例第34条第2項第3号ア）	64
12	空地又は防火上有効な塀及び延焼防止の水幕設備 （条例第34条第2項第3号イ）	64
13	屋内の貯蔵場所と取扱場所等の間の区画（条例第34条第2項第3号ウ）	65
14	廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造 （条例第34条第2項第4号イ）	65
15	消火設備	65

#### 《凡例》

本運用基準に使用した略称及び記号は次のとおりである。

「法」 消防法（昭和23年法律第186号）

「施行令」 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

「危政令」 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

「危規則」 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

「条例」 駿東伊豆消防組合火災予防条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第39号）

「◆」 駿東伊豆消防本部の行政指導によるもの

## 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の規制に関する運用基準

### 第1 目的

この運用基準は、条例第4章に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について、具体的な基準を定め、審査に関する公平性及び正確性を確保することを目的とする。

### 第2 危険物（法別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。）に関する事項

条例第31条に規定する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物貯蔵取扱場所」という。）における技術基準は次によるものとする。

#### 1 少量危険物の貯蔵及び取扱い

##### (1) 貯蔵とは

危険物を屋内又は屋外において、タンクの内部で貯蔵し、又は容器等に収納することをいう。

この場合において、タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。

また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、当該貯蔵に伴う取扱いとする。

##### (2) 取扱いとは

危険物を動的に取り扱うことを指し、詰替え、ボイラー等における消費並びに油圧装置、潤滑油循環装置等の取扱いをいう。

#### 2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例によること。

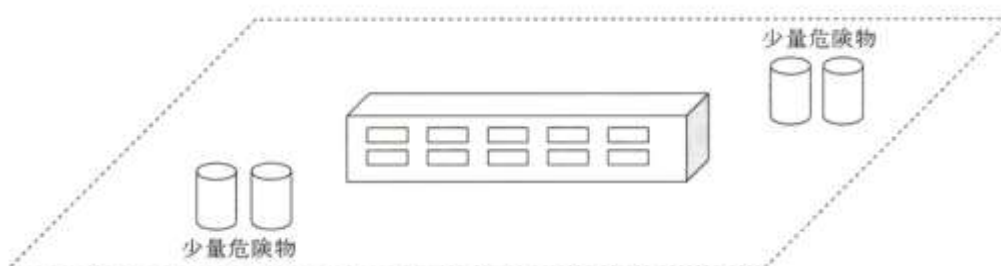
なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

##### (1) 屋外の場合

###### ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

各施設が独立性を有しているとき、又は防火安全上必要な距離を有してい

るときは、それぞれの施設ごととする。

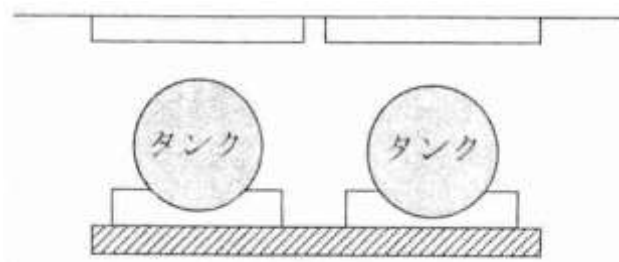


イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

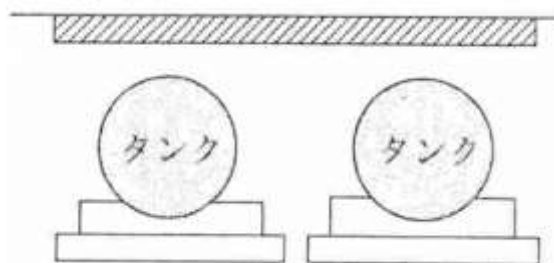
タンクごととすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、同一場所とすること。

(7) 地下タンクで次のいずれかに該当する場合

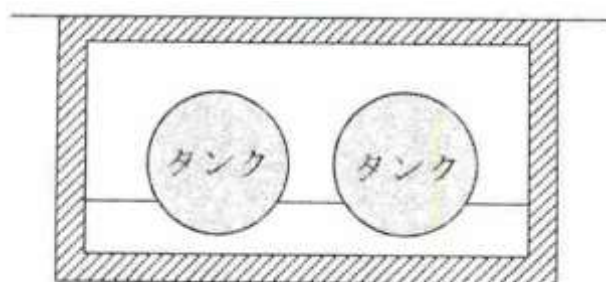
あ 同一の基礎上に設置されているもの



い 同一の蓋で覆われているもの



う 同一のタンク室に設置されているもの



(8) 移動タンクで一台の車両に複数のタンクを固定する場合

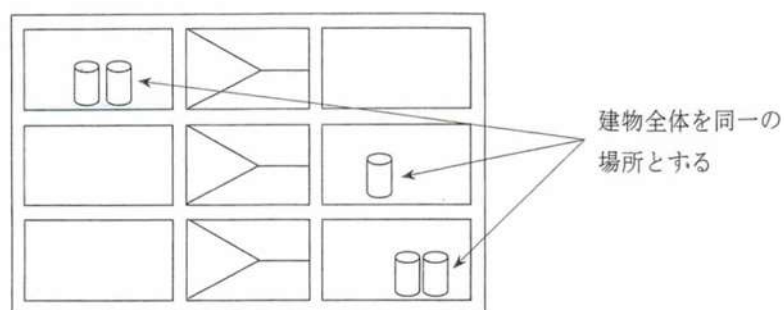
ウ タンク（鋼板製の外箱に収納されているタンク（以下「キュービクル式タンク」という。）を含む。）による貯蔵と取扱いが同一工程である場合は、

同一工程ごととすることができる。



(2) 屋内の場合

原則として建築物ごととする。



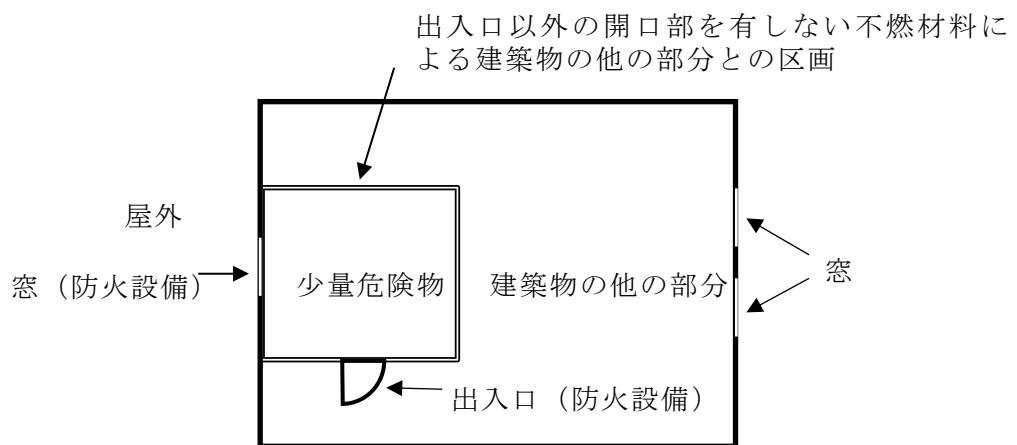
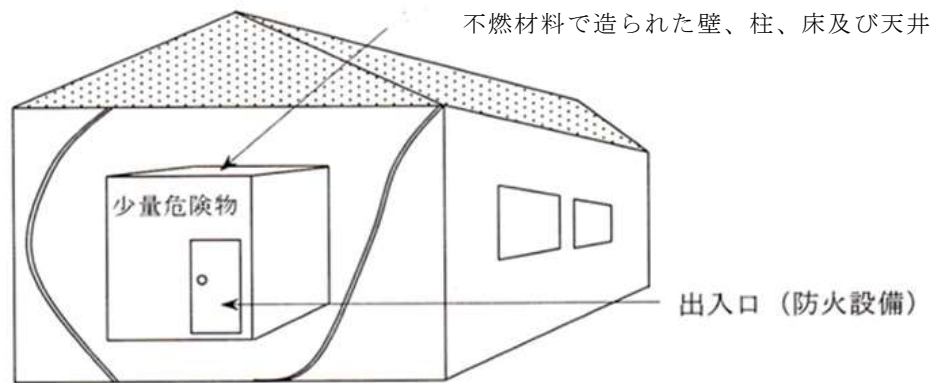
次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備の場合

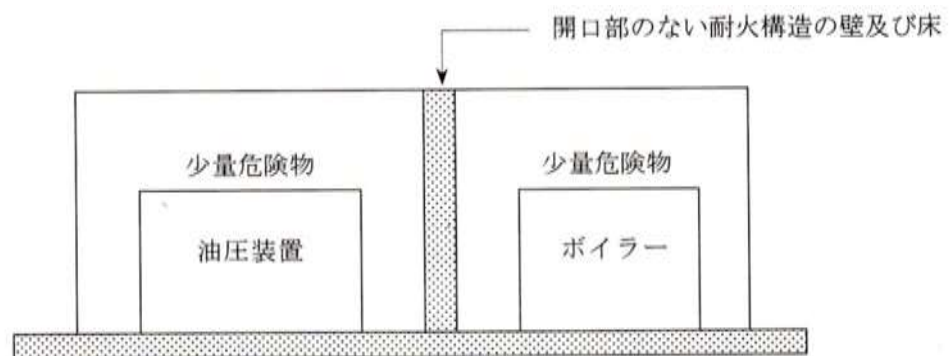
次の⑦又は⑧によること。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置などをいう。

- ⑦ 少量危険物貯蔵取扱場所の壁、柱、床及び天井が不燃材料で造られ、窓及び出入口に防火設備が設けられており、出入口以外の開口部（換気設備及び排出設備を除く。）を有しない不燃材料で建築物の他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）



なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱場所を連続（隣接）して設置することは、原則としてできない。ただし、少量危険物貯蔵取扱場所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。

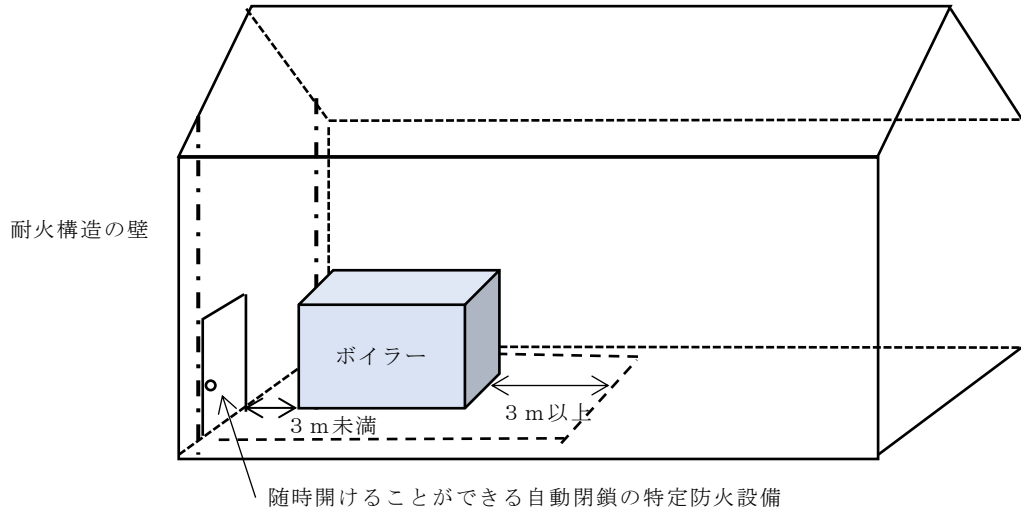


(4) 危険物を取り扱う設備（危険物配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）

あ 当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の



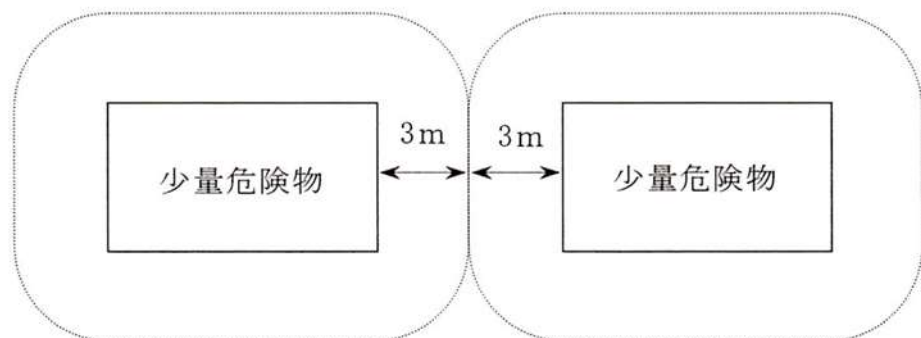
開口部を有しないものに限る。) 及び柱が耐火構造である場合については、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。



い 空地は、上階がある場合については上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。

う 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導すること。◆

え 原則として複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

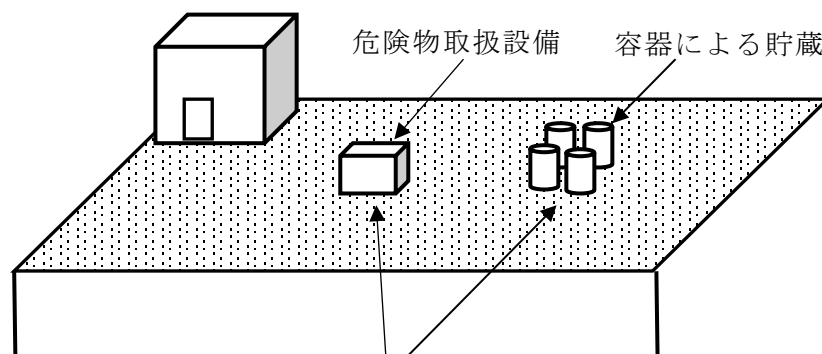


※空地の範囲はペイント等により明示すること。◆

イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合  
不燃区画例によること。

(3) 屋上の場合

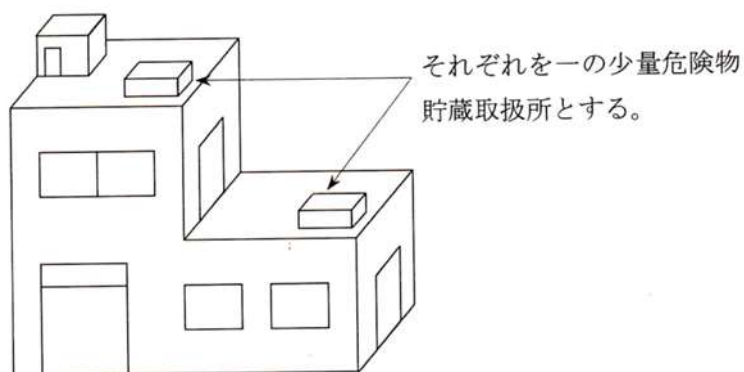
原則として屋上のフロアごととする。



屋上フロアを同一場所とする

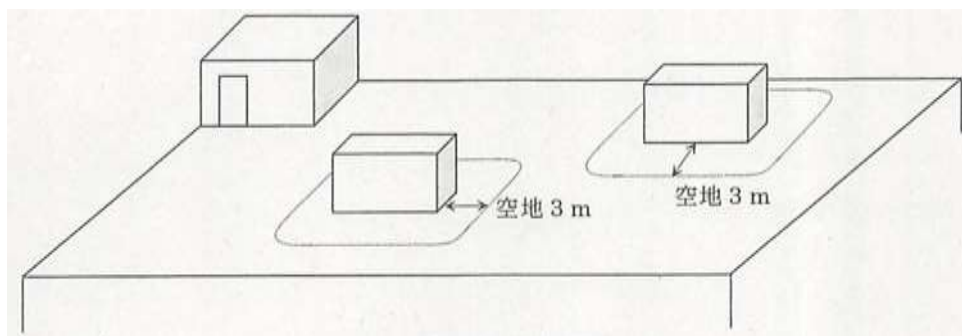
次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。

ア 同一建物に屋上が2以上ある場合



イ 引火点40℃以上の第4類の危険物を消費する設備（ボイラー又は発電設備等）を保有空地例により設置する場合

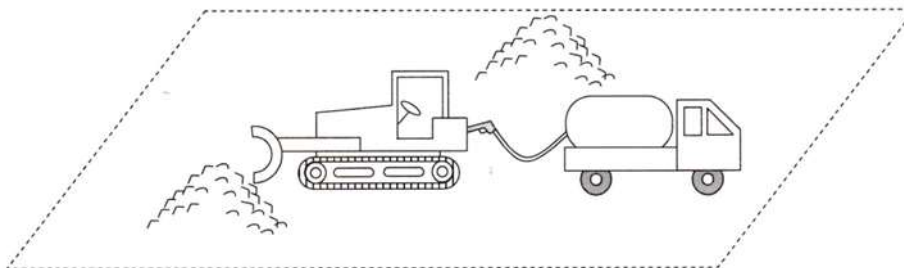
なお、前(1)、ウによる場合はタンクを設置しても差し支えない。



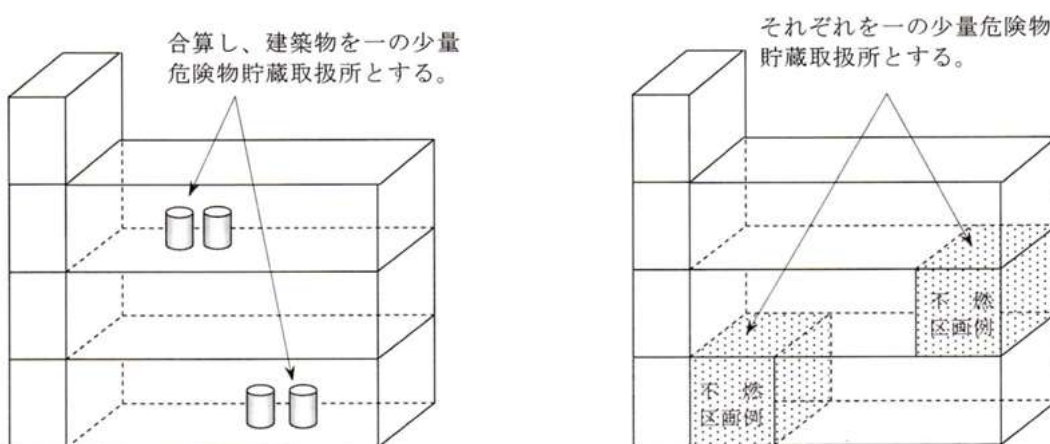
※空地の範囲はペイント等により明示すること。◆

(4) その他特殊な場合

ア 建設工事現場において建設重機等に給油する場合は、当該建設重機等が工事のため移動する範囲とする。



イ 新築工事現場において貯蔵し、又は取り扱う場合は、建築物ごととする。ただし、不燃区画例による場合は、この限りでない。



3 少量危険物貯蔵取扱場所の最大貯蔵数量及び最大取扱数量の算定方法

少量危険物貯蔵取扱場所における最大貯蔵数量及び最大取扱数量の算定方法は、次により行うものとする。

(1) 貯蔵の場合

タンク、容器等で貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱いの場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いは瞬間最大停滞量とする。

イ ボイラー、バーナー、発電機等の危険物の消費については、1日の稼働時

間、使用実態等から実態に即した数量をもって算定する。

ウ 貯蔵施設と取扱施設を併設する場合（発電機と当該発電機用危険物タンクを同一の室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量又は取り扱う危険物の全量を比較して、いずれか大なる数量をもって算定する。

エ 危険物の小分けを目的に設置された簡易タンクは、貯蔵量又は1日の取扱量のいずれか大なる数量とする。

(3) 算定から除外できる場合

- ア 変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却又は絶縁の目的により油を内蔵して使用するものであり、他に危険物を取り扱わないもの
- イ 船舶、車両等の燃料タンクが装着されている状態により、展示又は保管されているもの

4 少量危険物貯蔵取扱場所の配管及び配管に接続される設備の区分

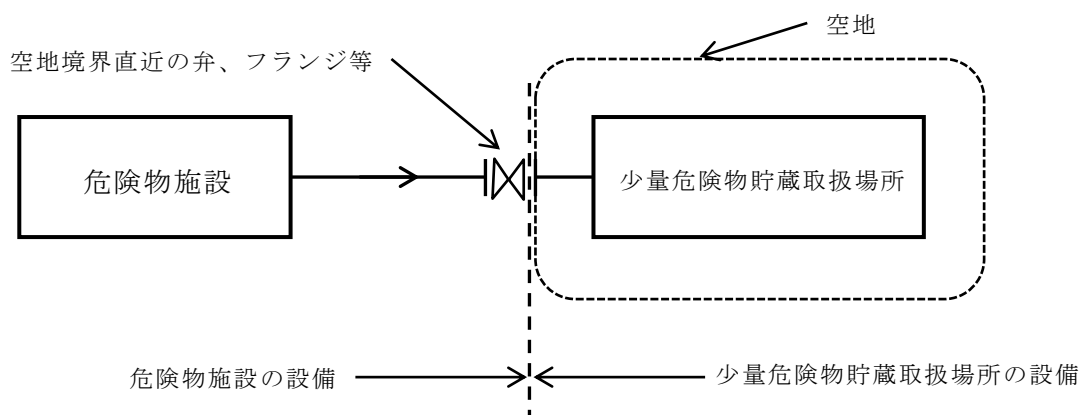
危険物を取り扱う配管及び配管に接続される設備は、ポンプ設備、弁、継手等を分岐点とし、危険物施設と少量危険物貯蔵取扱場所の範囲は原則として次によるものとする。

なお、戻り配管については、当該配管の起点を有する施設に附属するものであること。

(1) 危険物施設と屋外の少量危険物貯蔵取扱場所の場合

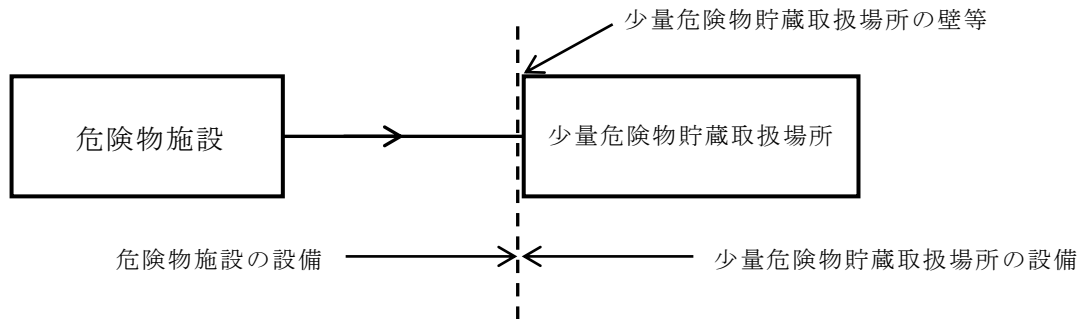
屋外の少量危険物貯蔵取扱場所の空地境界直近の弁、フランジ等の二次側から少量危険物貯蔵取扱場所の設備とする。

なお、地下埋設配管等により空地境界直近に弁、フランジ等の明確に区分できるものがない場合は、空地境界から少量危険物貯蔵取扱場所の設備とする。



(2) 危険物施設と屋内の少量危険物貯蔵取扱場所の場合

少量危険物貯蔵取扱場所の壁等から、少量危険物貯蔵取扱場所の設備とする。



### 第3 少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の2）

#### 1 標識及び掲示板（第2項第1号）

- (1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱場所に設ける標識及び掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設けること。

なお、主要な出入口等が複数ある場合は、当該出入口に設置するよう指導すること。◆

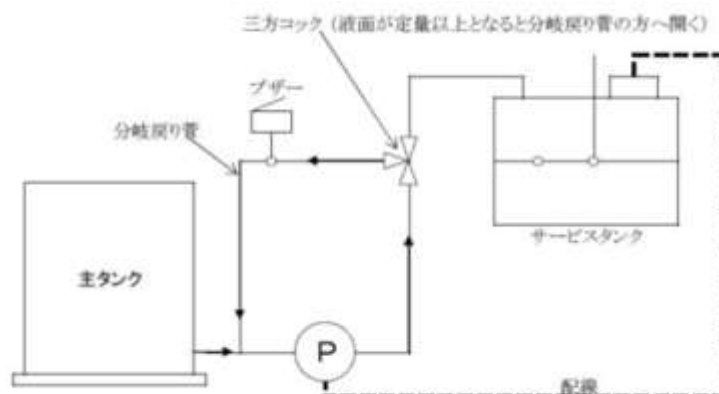
- (2) 移動タンクの標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設けること。

#### 2 漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備（第2項第2号）

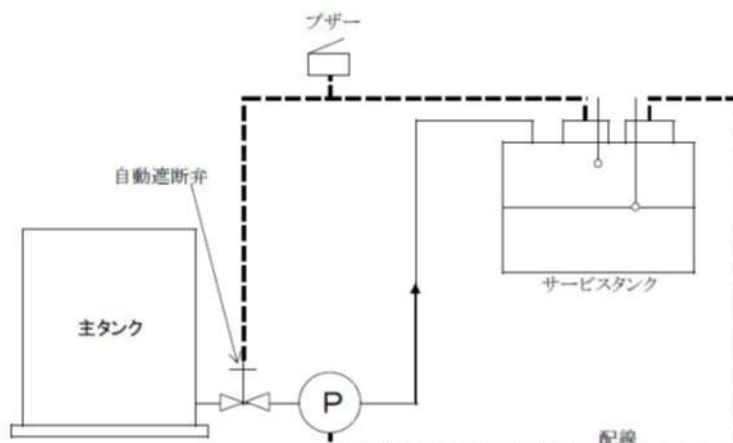
危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備とは、二重管、二重配管、戻り配管、波返し、覆い、フロートスイッチ、受皿等をいい、附帯設備を設けた例は次によること。

なお、自然流下による戻り配管の口径は、送油管の口径の1.5倍以上とする。

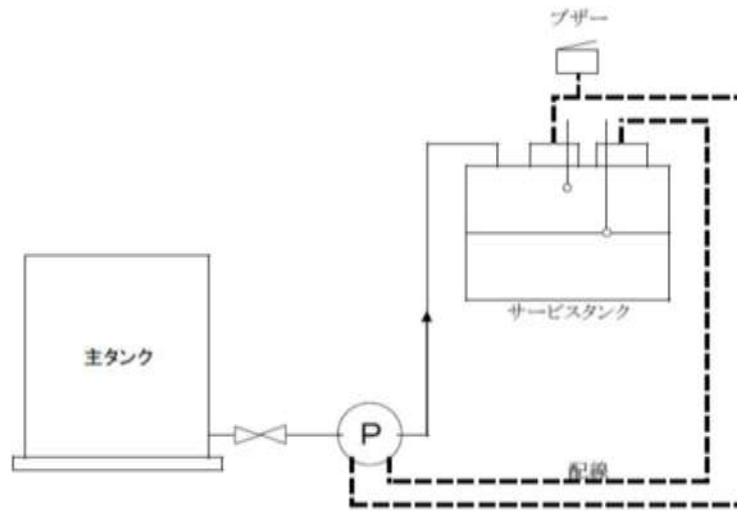
##### (1) 分岐装置



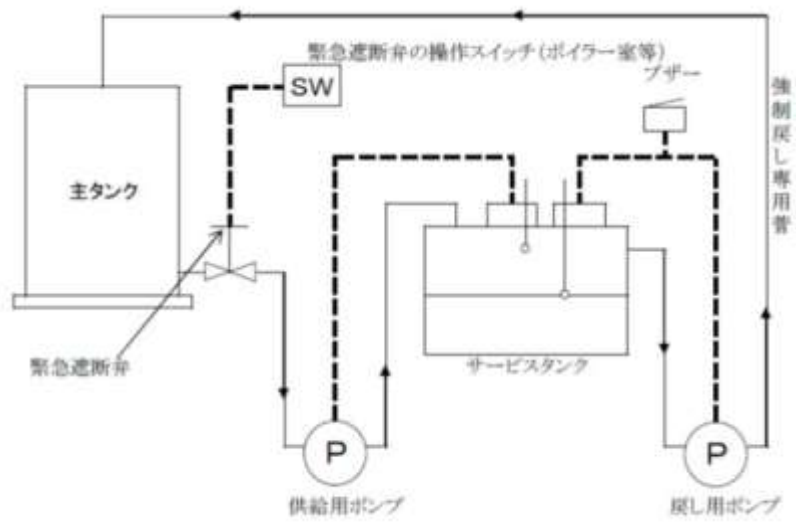
##### (2) 二重フロートスイッチによる遮断弁



(3) 二重フロートスイッチによるポンプ停止装置



(4) 強制戻し専用管及び緊急遮断弁



### 3 危険物を加圧する設備等の圧力計及び有効な安全装置（第2項第5号）

(1) 加圧設備等における圧力計について、次の条件を満たすものであること。

- ア 常時、圧力が視認できるもの
- イ 最大常用圧力の1.2倍以上の圧力を適切に指示できるもの

(2) 加圧設備等における「有効な安全装置」は、次に掲げるほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とすること。

- ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

### 4 電気設備（第2項第7号）

少量危険物貯蔵取扱場所において、可燃性蒸気又は可燃性微粉が発生し、又は滞留するおそれのある場所に設ける電気設備については、当該電気設備が可燃性蒸気等の点火源にならないよう防爆構造のものを設けること。

(1) 可燃性蒸気等が発生し、又は滞留するおそれのある場所

- ア 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- イ 引火点40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- ウ 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない。）が滞留するおそれのある場合

(2) 可燃性蒸気が発生し、又は滞留するおそれのある場所は、その危険性に応じ特別危険箇所、第一類危険箇所及び第二類危険箇所の三つに分類されており次に示すとおりである。

ア 特別危険箇所（旧0種場所）

危険雰囲気は通常の場合において、連続又は長時間持続して存在する場所をいう。

- (7) 引火性液体の容器又はタンク内の液面上部の空間部などのように、通常、爆発性ガスの濃度が連続して爆発下限界以上となる場所
- (8) 可燃性ガスの容器、タンクなどの内部
- (9) 開放された容器における引火性液体の液面付近又はこれに準ずる場所

イ 第一類危険箇所（旧1種場所）

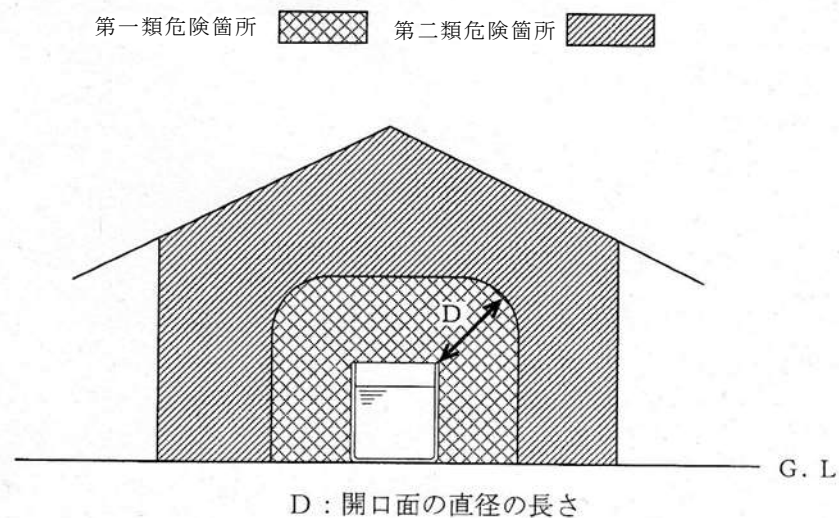


通常の状態において、危険雰囲気を生成するおそれのある場所をいう。

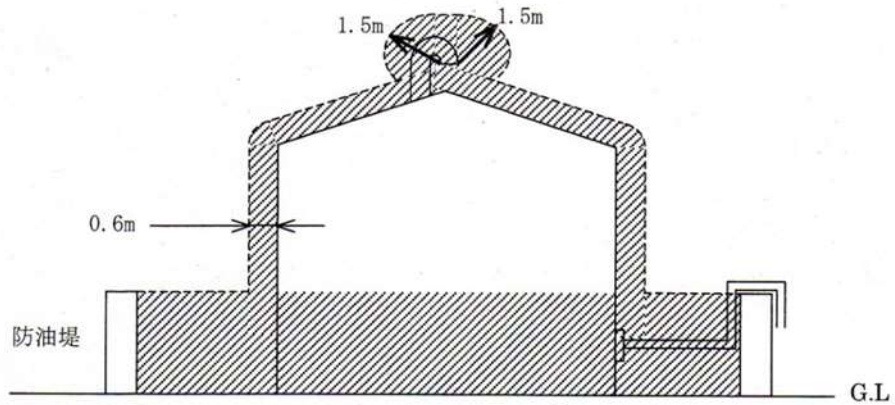
- (7) ドラム缶などの容器に引火性液体を充填している場合の開口部付近
  - (8) 点検修理作業で、爆発性ガスを放出する場合の開口部付近
  - (9) 室内又は換気の妨げられる場所で、爆発性ガスが放出されるおそれのある場所
  - (10) 爆発性ガスの漏出するおそれのある場所で、ピット類のようにガスが集積する場所
- ウ 第二類危険箇所（旧 2 種場所）

異常の状態において、危険雰囲気を生成するおそれのある場所をいう。

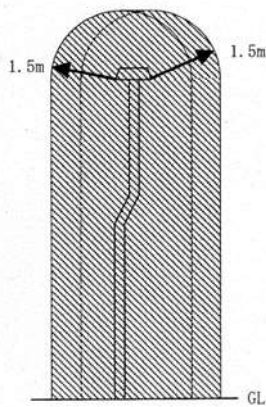
- (7) 可燃性ガス又は引火性液体の容器類が腐食劣化などにより破損して、それらが漏出するおそれがある場所
- (8) 強制換気設備及び自動強制換気設備の故障により、爆発性ガスが停滞して危険雰囲気を生成するおそれのある場所



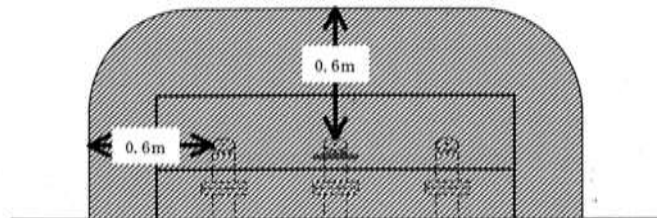
建築物内において取り扱う場合、危険物を大気にさらす状態で取り扱う設備にあつては、当該設備から可燃性蒸気が放出される開口面の直径（開口面が円形以外のものである場合は、当該開口面の長径）に相当する幅（その幅が 0.9 m 未満の場合は 0.9 m とする。）以上で、注油口を有する容器等に詰替えをするものにあつては、0.9 m 以上の幅でそれぞれ開口面又は注入口を包囲し、かつ、その覆われた水平投影面で床まで達する範囲を第一類危険箇所、その他の部分を第二類危険箇所とする。



屋外タンクの通気管口の周囲 1.5m 及び当該タンクの周囲 0.6m の範囲並びに防油堤の高さ以下の位置に設置する電気機器は第二類危険箇所に設けることができる防爆構造とすること。



通気管



遠方注入口

通気管及び遠方注入口の斜線部に設置する電気機器は、第二類危険箇所に設けることができる防爆構造とすること。

- (3) 特別危険箇所、第一類危険箇所及び第二類危険箇所に設置する電気機器の防爆構造の選定については、次の表に基づき設置すること。

電気機器の防爆構造の種類と記号		使用に適する危険箇所の種別		
準拠規格	防爆構造の種類及び記号	特別危険箇所 (旧 0 種場所)	第一類危険箇所 (旧 1 種場所)	第二類危険箇所 (旧 2 種場所)
構造規格	本質安全防爆構造 ia	○	○	○
	本質安全防爆構造 ib	×	○	○
	樹脂充てん防爆構造 ma	○	○	○
	樹脂充てん防爆構造 mb	×	○	○
	耐圧防爆構造 d	×	○	○
	内圧防爆構造 f	×	○	○
	安全増防爆構造 e	×	△	○
	油入防爆構造 o	×	△	○
	非点火防爆構造 n	×	×	○
	特殊防爆構造 s	—	—	—
技術的基準	本質安全防爆構造 Exia	○	○	○
	本質安全防爆構造 Exib	×	○	○
	耐圧防爆構造 Exd	×	○	○
	内圧防爆構造 Exp	×	○	○
	安全増防爆構造 Exe	×	○	○
	油入防爆構造 Exo	×	○	○
	特殊防爆構造 Exs	—	—	—

備考 1 ○印：適するもの △：法規では容認されているが、避けたいもの

×印：法規には明記されていないが、適さないもの

—印：適用されている防爆原理によって適否を判断するもの

備考 2 特殊防爆構造の電気機器は、他の防爆構造も適用されているものが多く、  
防爆構造によって使用に適する危険箇所が決定される。

## 5 静電気除去装置（第 2 項第 8 号）

静電気が発生するおそれのある設備は、特殊引火物、第一石油類、第二石油類及び導電率が  $10^{-8} \text{ S/m}$ （ジーメンズ／メートル）以下の危険物を取り扱う設備であること。

- (1) 接地抵抗値が、おおむね  $1,000 \Omega$  以下となるように設けること。
- (2) 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付け等により完全に接続すること。
- (3) 接地線は、機械的に十分な強度を有する太さとすること。
- (4) 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接続すること。

- (5) 接地端子の材料は、導電性の良い金属（銅、アルミニウム等）を用いること。
- (6) 接地導線は、良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。

## 6 危険物を取り扱う配管（第2項第9号）

### (1) 金属配管

「設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち、金属製のものは次に掲げる配管材料とすること。

配 管 材 料		
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
3103	ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB
3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS - TP
3460	低温配管用鋼管	STPL
4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS - HP
4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS - CP
4312	耐熱鋼板	SUH - HP
JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	C - T
		C - TS
3320	銅及び銅合金の溶接管	C - TW
		C - TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A - TES
		A - TD
		A - TDS
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A - TW
		A - TWS
4630	チタン及びチタン合金－継目無管	TTP

### (2) 合成樹脂配管

合成樹脂製のものである場合は、原則として危険物保安技術協会の性能評価を受けたものとし、性能評価確認書によること。

- (3) 強化プラスチック製（以下「FRP配管」という。）のものである場合は、次のとおりとすること。

## ア 設置場所

- (7) 火災等の熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。
- (4) 蓋を鋼製、コンクリート製又はこれらと同等以上と認める不燃材料で区画した地下ピットに設けることができること。ただし、自動車等が通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合は、十分な強度を有するものとする。
- (7) 取り扱うことができる危険物
  - あ JIS K 2202 自動車ガソリン
  - い JIS K 2203 灯油
  - う JIS K 2204 軽油
  - え JIS K 2205 重油
  - お その他配管を容易に劣化させるおそれがないもの
- (2) 配管・継手の材質等は、次のとおりとすること。
  - あ FRP配管は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当する呼び径 100A以下のものとする。
  - い 継手は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に適合又は相当するものとする。

## イ 接続方法

- (7) FRP配管相互の接続は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する接着剤とガラステープを用いる突き合わせ接合、テーパースocketを用いる重ね合わせ接合又はフランジを用いるフランジ継手による接合のいずれかによること。

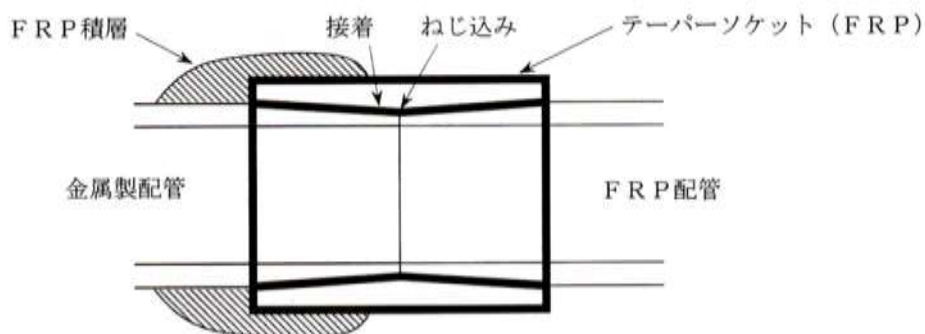
なお、突き合わせ接合は、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合に比べて高度の技術を要することから、突き合わせ接合でしか施工できない箇所以外の接合箇所については、重ね合わせ接合又はフランジ継手により施工するよう指導すること。◆

## F R P 配管の接着接合例



- (イ) F R P 配管と金属製配管との接合は、原則としてフランジ継手とすること。ただし、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置を講じた場合には、トランジション継手による重ね合わせ接合とすることができる。この場合、危険物保安技術協会の性能評価を受けたF R P用トランジション継手については、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置を講じないことができる。

### トランジション継手の接着接合例



※ トランジション継手とは、金属製配管をねじ込みにより、F R P 配管を接着剤により接続して金属製配管とF R P 配管を接合する継手である。  
 なお、継手と金属製配管の接合部の配管表面は、F R P 積層したものとする。

- (ロ) 接合に使用する接着剤は、F R P 配管の製造会社により異なることから、製造会社が指定するものであることを確認する。

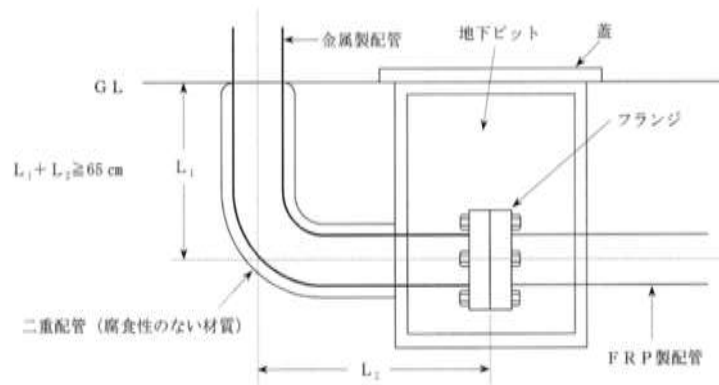
また、突き合わせ接合には、接合部分の強度を保持させるため、ガラステープ（幅75mm）を巻く場合には、呼び径が50A以下でおおむね15巻き、呼び径が50Aを超えるものはおおむね18巻きとするよう指導すること。◆

- (ハ) F R P 配管とF R P 配管の突き合わせ接合又は重ね合わせ接合は、条例第31条の2第2項第9号オに規定する溶接その他危険物の漏えいのおそれ

がないと認められる方法により接合されたものに該当するものであるが、フランジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分からの危険物の漏えいを点検するため、地下ピット内に設けること。

- (カ) 地上に露出した金属製配管と地下に埋設されたFRP配管を接続する場合には、地下ピット内で接続し、かつ、金属製配管地盤面からの埋設管長が65cm以上ある場所とすること。

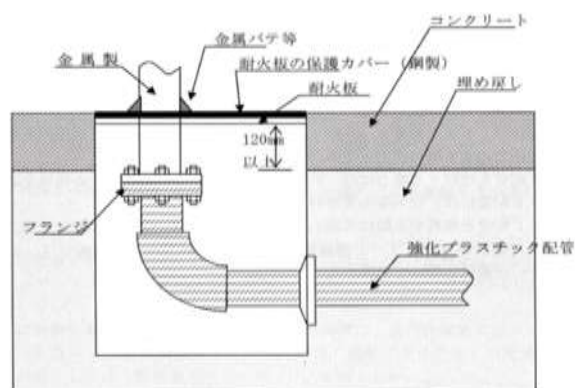
地下ピット内での接続例



※  $L_1 + L_2 \geq 65\text{cm}$  とすること

- (キ) 前(カ)によるほか、耐火板により地上部と区画した地下ピット内において耐火板から120mm以上離れた位置でFRP配管に接続すること。

金属配管とFRP配管の接続例



### 耐火板の種類と必要な厚さ

耐火板の種類	規格	必要な厚さ
けい酸カルシウム板	JIS A 5430 「0.5けい酸カルシウム板」	25mm以上
せっこうボード	JIS A 6901 「せっこうボード」	34mm以上
ALC板	JIS A 5416 「軽量気泡コンクリートパネル」	30mm以上

(6) FRP配管と他の機器との接続部分において、FRP配管の曲げ可とう性が地盤変位等に対して十分な変位追従性を有さず、FRP配管が損傷するおそれがある場合には、FRP配管と他の機器との間に金属製の可とう管を設けるよう指導すること。◆ただし、当該可とう管は、金属製配管ではなく機器の部品の一部として取り扱うものとし、フランジ継手以外の接合方法を用いることができる。

(7) FRP配管に附属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接FRP配管が支えない構造とすること。

#### ウ 施工者及び施工管理者の確認

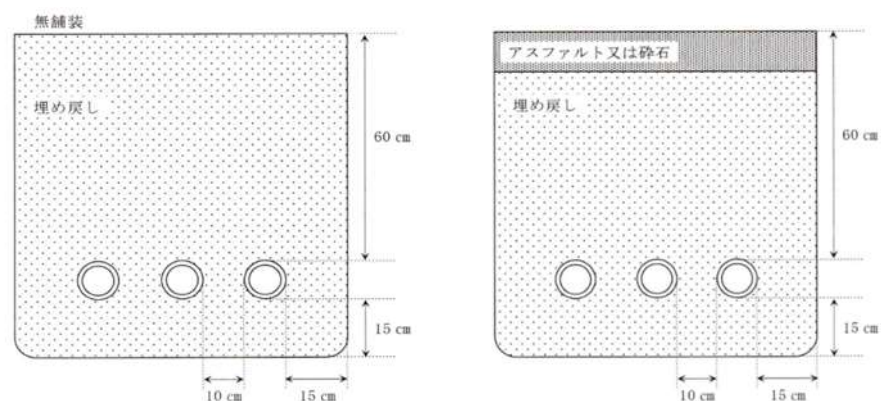
強化プラスチック成形技能士の資格を証明する写し又は強化プラスチック管継手接合技能講習会修了書の写しのいずれかによること。

#### エ 埋設方法

(7) FRP配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかによる。

あ 地盤面を無舗装、砕石敷き又はアスファルト舗装とする場合には、60cm以上の埋設深さとする。ただし、アスファルト舗装層の厚さを増しても埋設深さは、60cm以下とすることはできない。

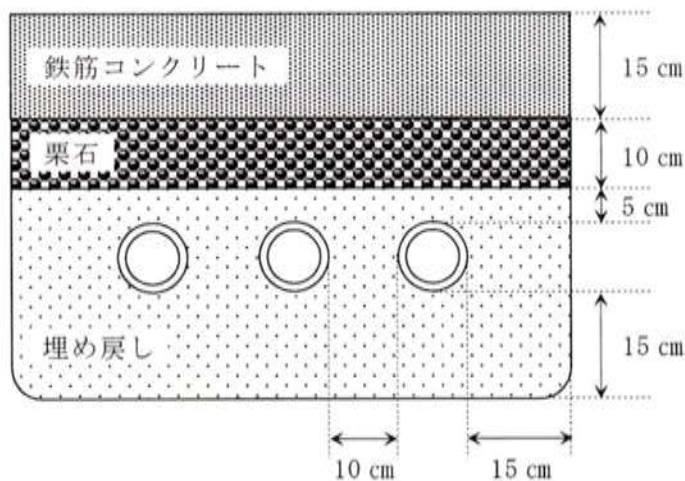
#### 配管の埋設構造例





- い 地盤面を厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合には、30cm以上の埋設深さとする。

#### 配管の埋設構造例



- (イ) 掘削面に厚さ15cm以上の山砂又は6号砕石等（単粒度砕石6号又は3～20mmの砕石（砂利を含む。）をいう。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固める。
- (ロ) FRP配管を並行して設ける場合又はFRP配管と金属製配管とを並行して設ける場合には、相互に10cm以上の間隔を確保する。
- (ハ) FRP配管を他の配管（FRP配管を含む。）と交差させる場合には、3cm以上の離隔距離をとる。
- (ニ) FRP配管を敷設して舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号砕石等で埋め戻しした後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固め、舗装等の構造の下面とFRP配管との厚さを5cm以上とする。
- 施工時には、FRP配管を50kPaに、敷設後に350kPaに加圧（加圧のFRP配管は、最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。）し、漏れを確認する。
- (ホ) FRP配管を埋設する場合には、応力集中等を避けるため次による措置を講じること。
- あ FRP配管には、枕木等の支持材を用いない。
- い FRP配管を埋設する際に芯出しに用いた仮設材は、埋設前に撤去する。
- う FRP配管がコンクリート構造物等と接触するおそれがある部分は

F R P 配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護する。

(4) 可動部分に高圧ゴムホースを用いる場合

使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検の頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合に限って認めることができる。

(5) 条例第31条の2第2項第9号アに規定する水圧試験

ア 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行う。ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合については、その接続部直近で閉鎖して行う。

イ 自然流下により危険物を送る配管については、最大背圧を最大常用圧力とみなして行う。

ウ 配管の継手の種別に関わりなく、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管について行う。

(6) 条例第31条の2第2項第9号エに規定する配管の防食措置

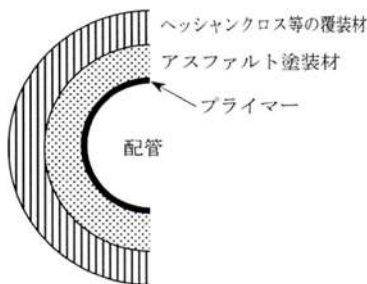
ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食のおそれ著しく少ないものについては、さび止め塗装を要しない。

イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、次の塗覆装又はコーティング方法による。ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、強化プラスチック製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しない。

なお、容易に点検できるピット内（ピット内に流入する土砂、水、湿気等により腐食するものを除く。）の配管、あるいは地下室内の架空配管については、前アの防食措置とすることができる。

(7) 塗覆装

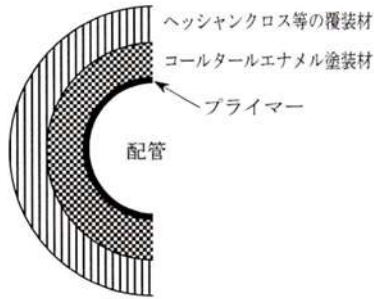
あ JIS G 3491 水道用鋼管アスファルト塗覆装方法



（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）第3条）

配管の表面処理後、アスファルトプライマー（70～110 g/m<sup>2</sup>）を均一に塗装し、さらに石油系ブローンアスファルト又はアスファルトエナメルを加熱溶融して塗装した上からアスファルトを含浸した覆装材（ヘキシクロクロソ、ビニロクロソ、ガラスクロソ）を巻きつける。塗覆装の最小厚さは1回塗り1回巻きで3.0mmとする。

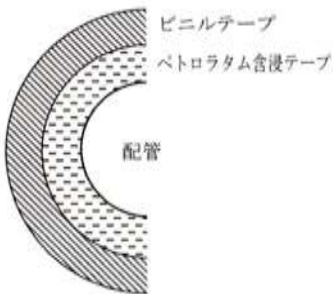
い JIS G 3492 水道用鋼管 コールタールエナメル塗覆装方法



(告示第3条)

配管の表面処理後、コールタールプライマー (70~110 g/m<sup>2</sup>) を均一に塗装し、次いで熔融したコールタールエナメルを塗装後、さらにエナメルを含浸した覆装材を巻きつける。塗覆装の最小厚さは1回塗り1回巻きで3.0mmとする。

う ペトロラタム含浸テープ被覆

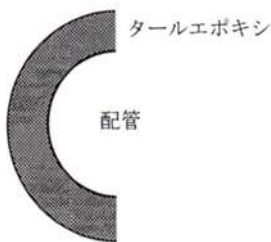


(昭和54.3.12 消防危第27号)

配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるよう密着して巻きつけ、その上にビニルテープを0.4mm以上巻きつけて保護したもの。

(イ) コーティング

あ タールエポキシ樹脂被覆鋼

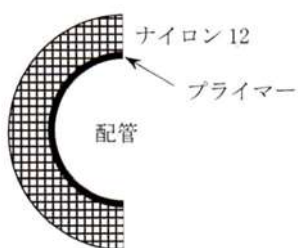


(昭和52.4.6 消防危第62号)

タールエポキシ樹脂を配管外面に0.45mm以上の塗膜厚さで塗覆したもの。

い JIS G 3477-1 「ポリエチレン被覆鋼管-第1部: 外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、JIS G 3477-2 「ポリエチレン被覆鋼管-第2部: 外面ポリエチレン押出被覆鋼管」、JIS G 3477-3 「ポリエチレン被覆鋼管-第3部: 外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」

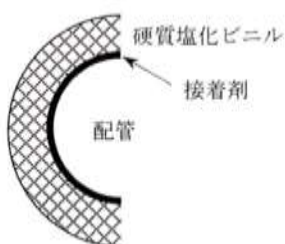
う ナイロン12樹脂被覆鋼管



(昭和 58. 11. 14 消防危第 115 号)

口径 15A～100Aの配管にナイロン 12 を 0.6 mm以上の厚さで粉体塗装したもの。

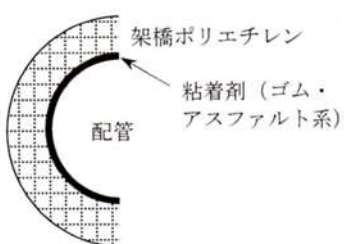
え 硬質塩化ビニルライニング鋼管



(昭和 53. 5. 25 消防危第 69 号)

口径 15A～200A配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル（厚さ 2.0 mm）を被覆したもの。

お ポリエチレン熱収縮チューブ



(昭和 55. 4. 10 消防危第 49 号)

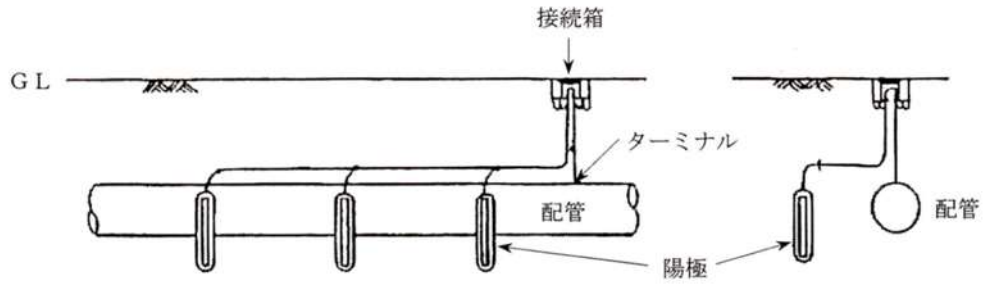
ポリエチレンチューブを配管に被覆した後、バーナー等で加熱し、2.5 mm以上の厚さで均一に収縮密着したもの。

ウ 地下の電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管については、次のいずれかの電気防食を指導すること。◆

なお、電氣的腐食のおそれのある場所には、直流電気鉄道の軌道又はその変電所からおおむね 1 kmの範囲にある配管等が該当すること。

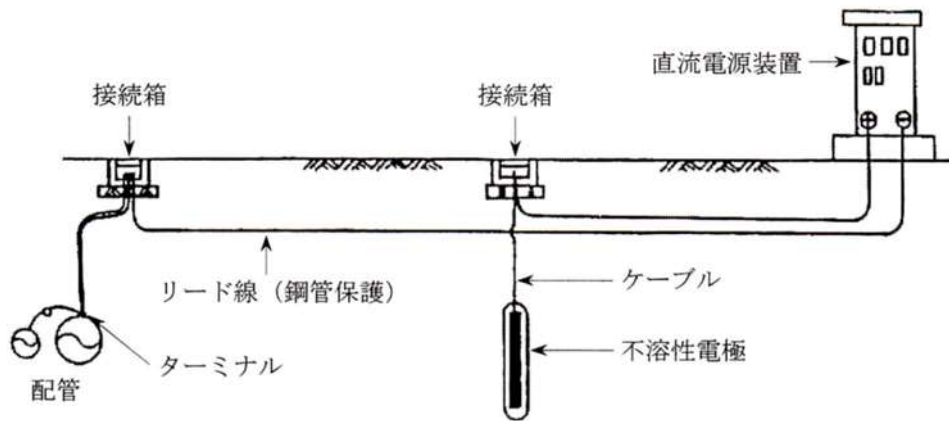
(7) 流電陽極方式

流電陽極方式による陽極は、土壤の比抵抗の比較的高い場所ではマグネシウムを、土壤の比抵抗が低い場所ではマグネシウム、亜鉛又はアルミニウムを使用する。



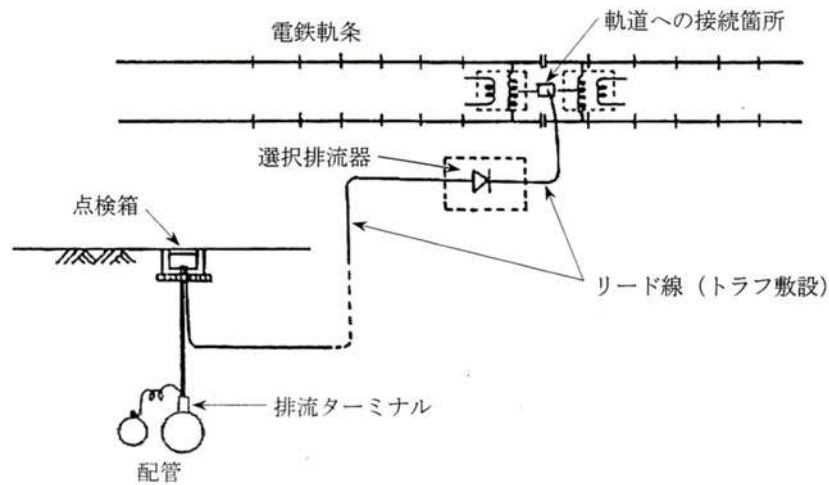
(i) 外部電源方式

外部電源方式による不溶性電極は、高硅素鉄、磁性酸化鉄、黒鉛等を使用する。



(ii) 選択排流方式

配管等における排流ターミナルの取付位置は排流効果の最も大きな箇所とする。



(4) 流電陽極方式及び外部電源方式は、次により設ける。

あ 陽極及び不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壌の比抵抗等周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるよう配置する。

い リード線に外部からの損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護する。

う 電位測定端子は、おおむね 200m（200m未満の場合は1か所）ごとに設ける。

え 防食対象物と他の工作物とは、電氣的に絶縁する。

(7) 条例第31条の2第2項第9号カに規定する上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないよう保護するには、コンクリート等のピットに設置する等の措置があること。

## 7 消火設備

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱場所

ア 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設けること。

イ 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱場所については、貯蔵し、又は取り扱う危険物の消火に適応する消火器具を設けるよう指導すること。◆

(2) 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設けるよう指導すること。◆

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものをいうこと。

#### 第4 屋外の少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の3）

屋上における少量危険物貯蔵取扱場所の基準は、屋外の基準が適用されるものであること。

##### 1 空地及び防火上有効な塀（第2項第1号）

###### (1) 空地を保有する場合は、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。

イ 容器による貯蔵等は、前アの境界を基点として必要な幅を保有すること。

ウ 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

エ 空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けないこと。ただし、消防活動上支障とならない草木類及び高さ50cm以下の常緑の樹木は、空地内に設けることができる。

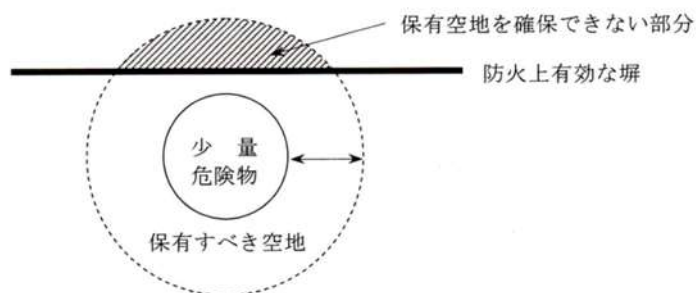
オ 設置場所が河川に面する等、立地条件が防火上有効である場合は、空地の幅を減ずることができる。

カ 第2類の危険物のうち、硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を2分の1まで緩和できること。

###### (2) 防火上有効な塀は次によること。

ア 塀の材質は、不燃材料とし、高さは1.5m以上とすること。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5mを超えるものである場合は、当該施設の高さ以上とすること。

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする。



ウ 構造は、風圧、地震等の震動により容易に倒壊、破損等しないものである

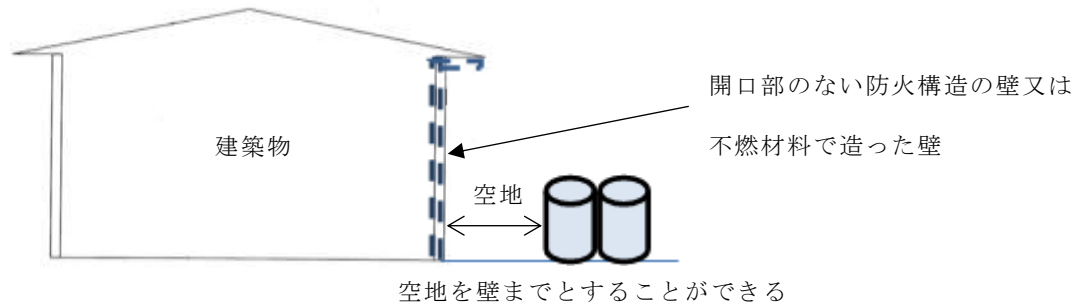


こと。

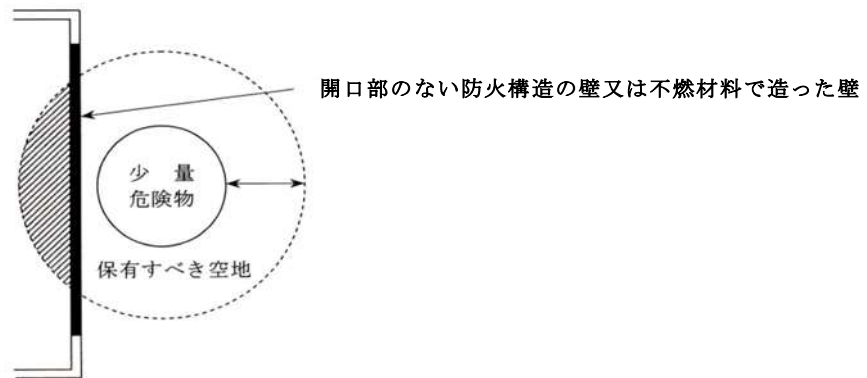
(3) ただし書の「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は次によること。

ア 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さであること。

イ ひさしを設ける場合は、当該壁と同等以上の防火性能を有すること。



ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。



## 2 危険物の流出防止及びためます並びに油分離装置（第2項第2号）

(1) 危険物の流出防止と同等以上の効果があると認められる措置については、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける場合

イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合

ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合

(2) ためます及び油分離装置は次によること。



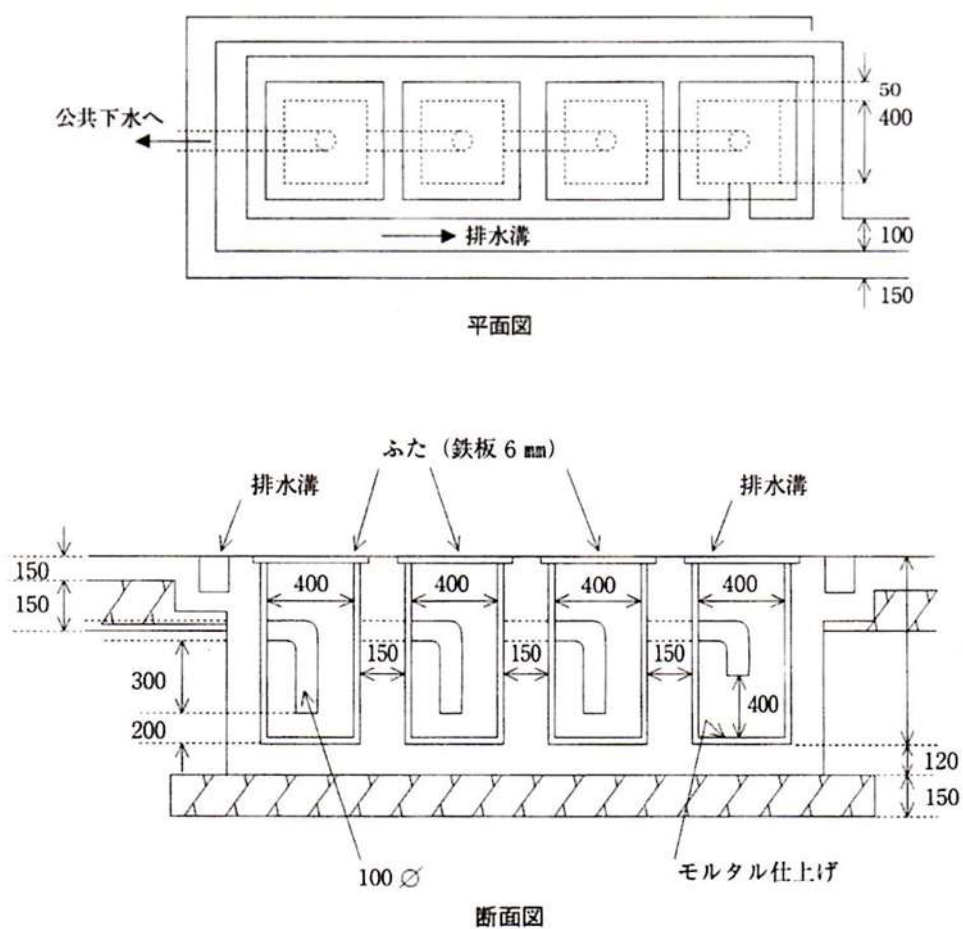
ア ためます

ためますの大きさは、縦、横及び深さがそれぞれ 0.3m程度とし、危険物が浸透しない構造とすること。

イ 油分離装置

油分離装置の大きさは、一槽当たり縦、横が 0.4m以上、深さは 0.8m程度とし、その槽数は3槽以上とするよう指導すること。◆

4槽油分離槽の構造例



ウ 前(1)、ウの構造のものは、ためます又は油分離装置を設ける場合と同等の措置として認められること。

## 第5 屋内の少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の3の2）

### 1 少量危険物貯蔵取扱場所の室内及び防火戸（第1号・第2号）

- (1) 構造規制を受ける範囲は、室内全体（保有空地例の場合を含む。）とする。  
したがって、天井のない室については、屋根も含むものであること。
- (2) 室内に間仕切り壁を設ける場合、当該壁の開口部は防火設備としないことができる。

### 2 危険物の浸透防止、傾斜及びためます（第3号）

- (1) 浸透防止は、コンクリート、金属板等で造られたものとし、その範囲は、敷居又はせきにより囲まれた部分とすること。
- (2) 傾斜及びためますは、壁、せき、排水溝等を組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものとする。
- (3) 大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究室についても、傾斜及びためますの設置が必要であるが、当該実験室等からその他の部分へ危険物が流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して差し支えないこと。

### 3 架台（第4号）

- (1) 地震等により容易に転倒しないよう床面又は壁面に固定すること。
- (2) 危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じること。

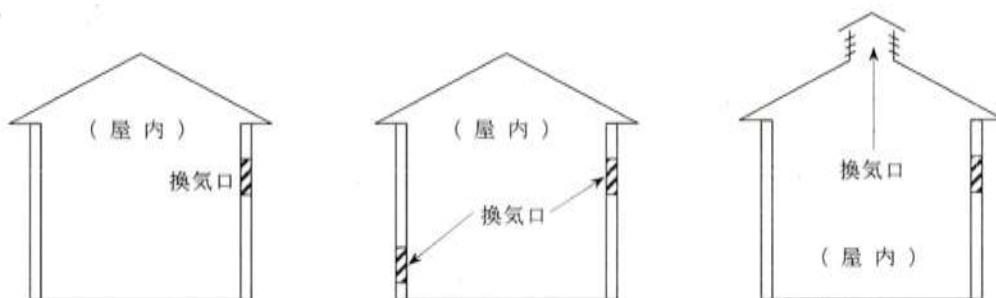
### 4 必要な採光、照明及び換気の設備（第5号）

- (1) 必要な採光、照明設備は次によること。
  - ア 照明設備が設置され、十分な照度を確保している場合については、採光を設けないことができること。
  - イ 危険物の取扱いが出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。
- (2) 換気の設備は、次によること。

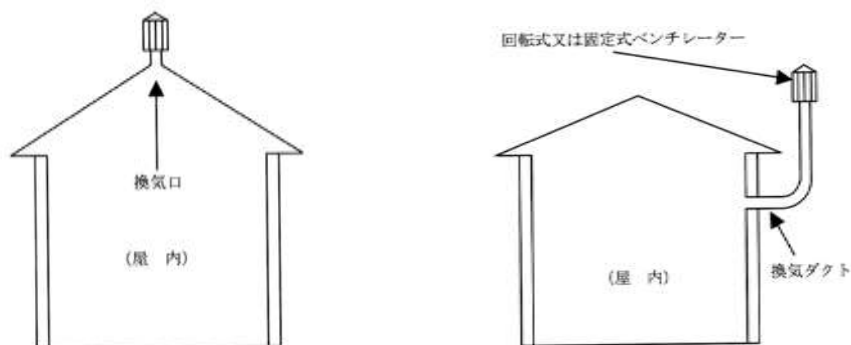
自然換気設備、強制換気設備及び自動強制換気設備とすること。この場合、強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要

はないものとする。

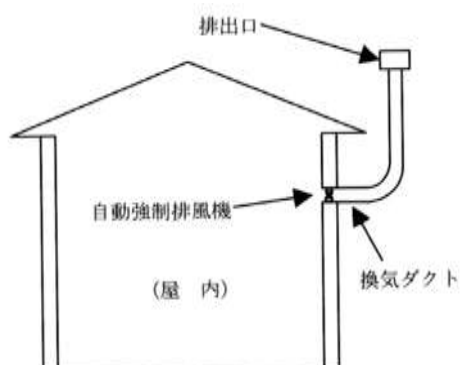
ア 自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）



イ 強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）



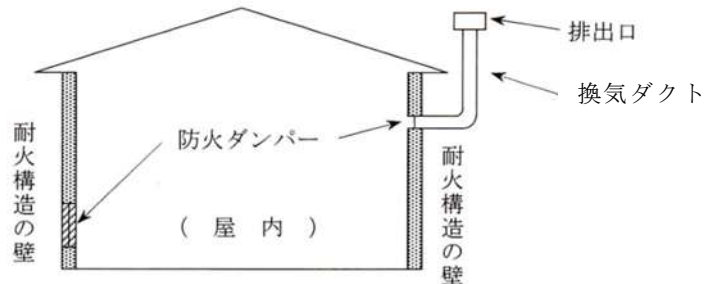
ウ 自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）



エ 耐火構造の壁に設ける換気設備

耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所  
と他の部分を区画する不燃材料で造った壁（以下「耐火構造等の壁」という。）

を換気ダクトが貫通している場合及び換気口には、当該貫通部分等に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。ただし、当該ダクトが、1.5mm以上の鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。



#### 5 可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備（第6号）

(1) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、次に掲げる場合が該当するものであること。

ア 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

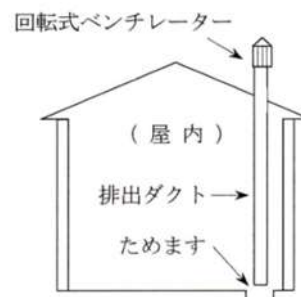
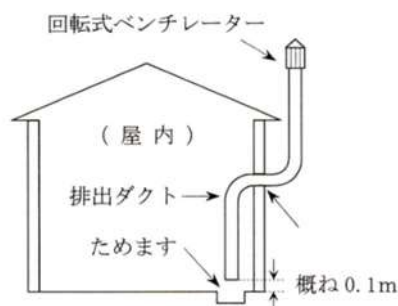
ウ マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じんその他の可燃性の粉じんが集積又は浮遊し、着火したときに爆発するおそれのある場合

(2) 屋外の高所とは、地上2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れていること。

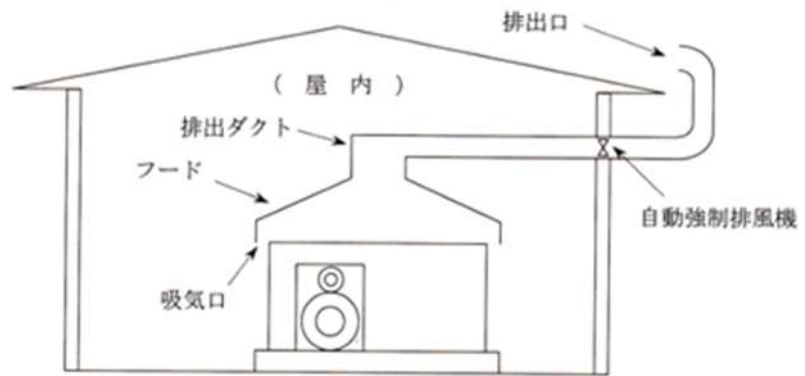
(3) 高所に排出する設備は次の例によること。

なお、この場合において、前4、(2)、エにより耐火構造等の壁にある排出ダクト貫通部分には、温度ヒューズ付防火ダンパーを設けること。

ア 強制排出設備



イ 自動強制排出設備



## 第6 少量危険物タンク貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の4）

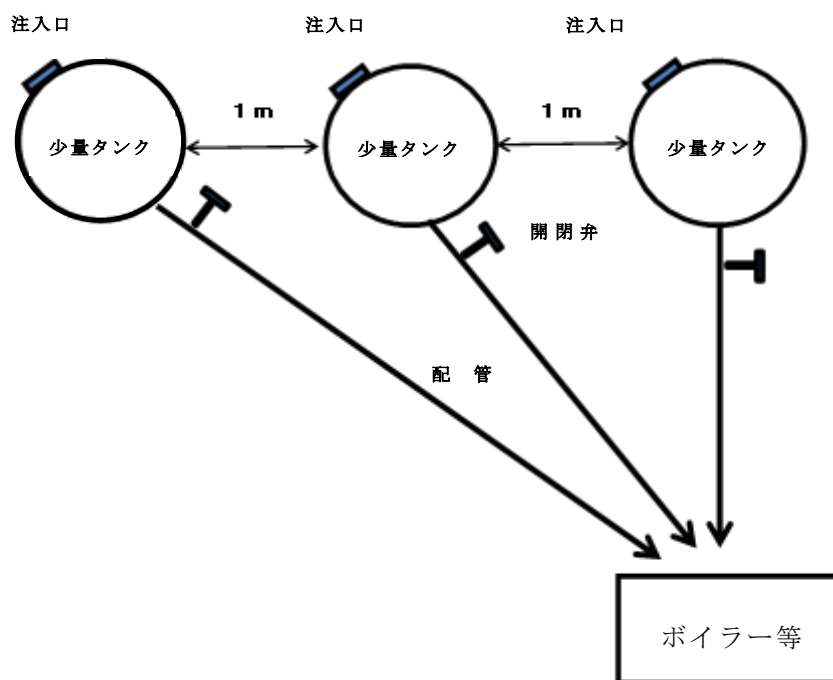
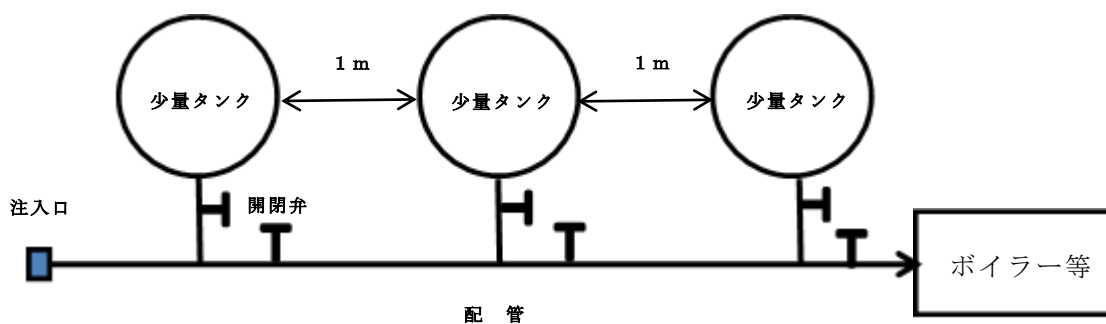
少量危険物タンク貯蔵取扱場所の基準は、少量危険物貯蔵取扱場所に設置される指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクには適用されないものであること。

### 1 屋外タンク

#### (1) 複数の屋外タンクを設ける場合

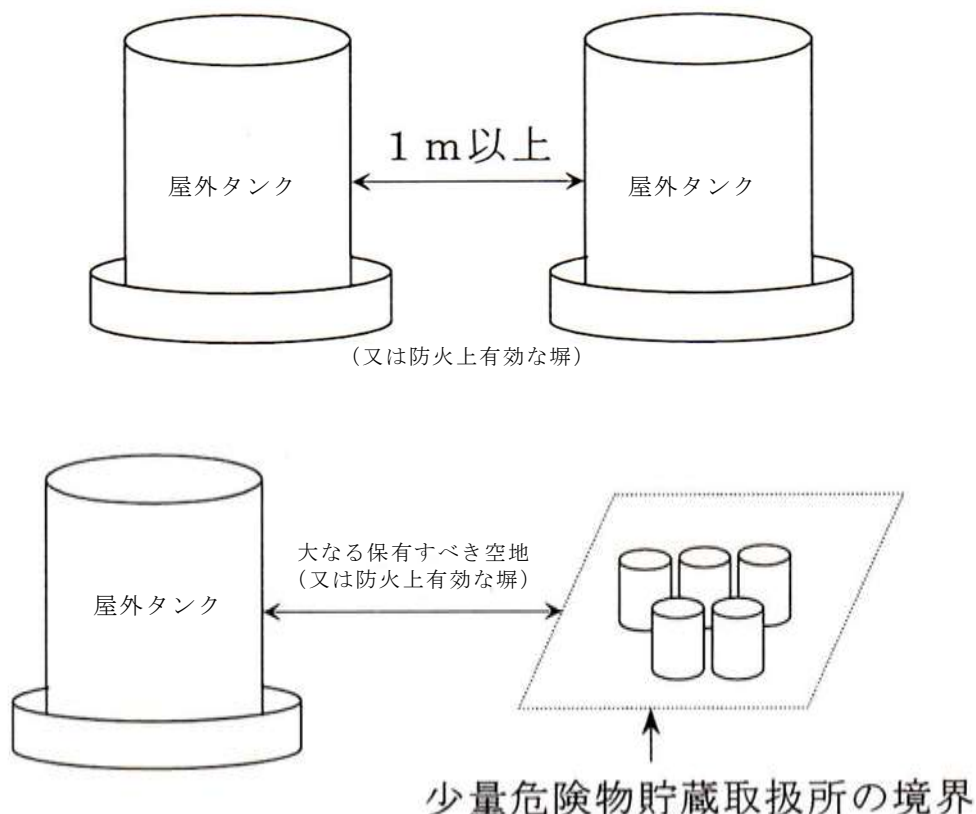
各タンクが独立性を有する構造とするため、条例第31条の4第2項第8号に基づきタンク直近に開閉弁を設けること。

また、一の配管又は一の消費設備に接続するタンクは3基程度とするよう指導すること。◆



(2) 空地等

ア 条例第31条の3第2項第1号の表に掲げる幅の空気を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。



イ 指定数量の5分の1以上2分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンクの周囲には、点検等を行う必要な空間（おおむね30cm）を確保するよう指導すること。◆

2 屋内タンク

(1) タンクを設置する室は、条例第31条の3の2の技術基準によること。

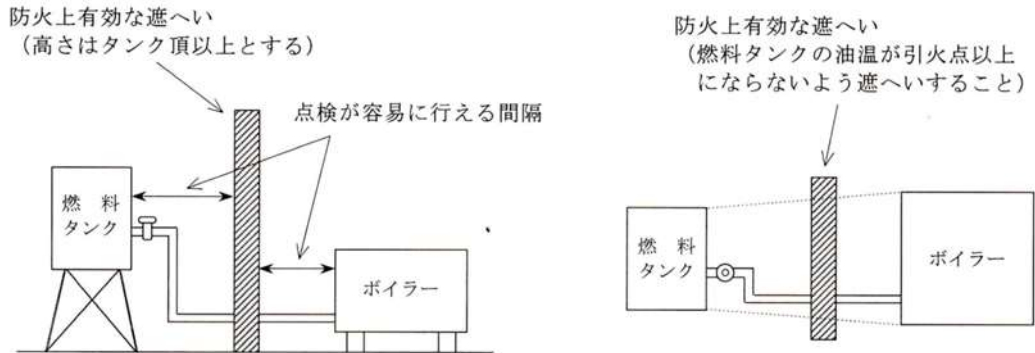
なお、キュービクル式タンクについては、鋼板製の外箱を建築物（タンクを設置する室）とみなすことができる。

(2) 屋内タンクと壁又は工作物等との間に50cm以上の間隔を保つこと。

ただし、点検等を行う必要な空間（おおむね30cm）が確保されている場合はこの限りでない。◆

(3) ボイラー等を併設する場合は、前(2)によるほか、屋内タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2 m以上又は屋内タンクとボイラー等のたき口との間に、

タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること。ただし、屋内タンクの油温が引火点以上に上昇するおそれのない燃料タンクについては、水平距離60cm以上とすることができる。



(4) キュービクル式タンク

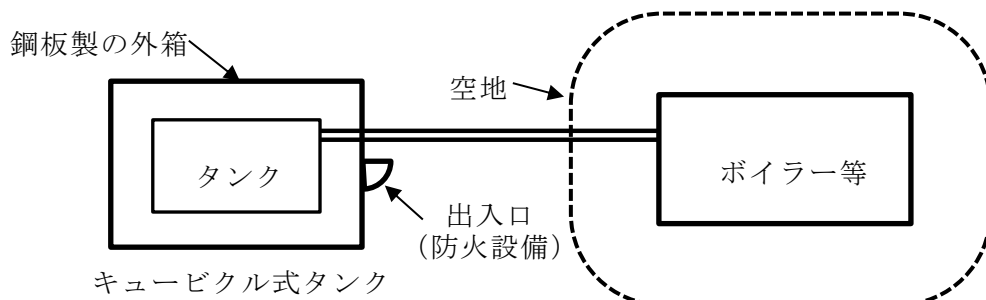


キュービクル式タンク

ア 前第2、2、(1)、ウにより、一の少量危険物貯蔵取扱場所とした場合の条例第31条の3第2項第1号に規定する空地は、次によること。

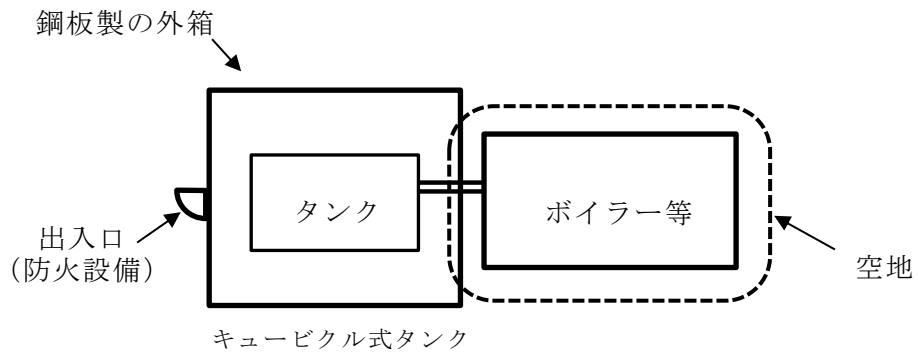
(7) キュービクル式タンクの周囲に、条例第31条の3第2項第1号の表に掲げる幅の空地を保有する必要はないこと。

(4) 原則としてキュービクル式タンクは、空地の外側に設置すること。

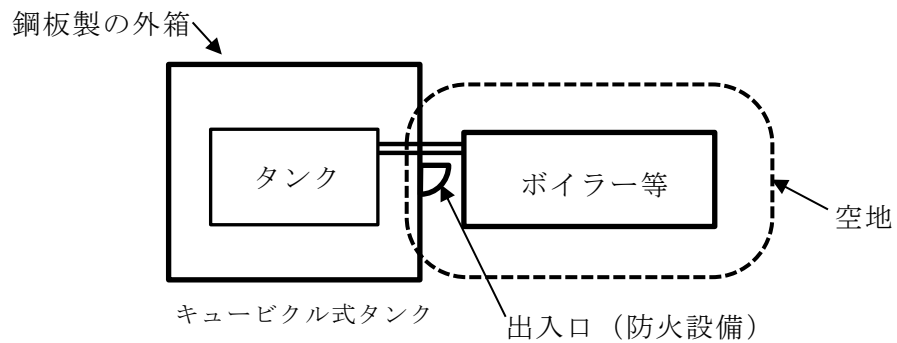




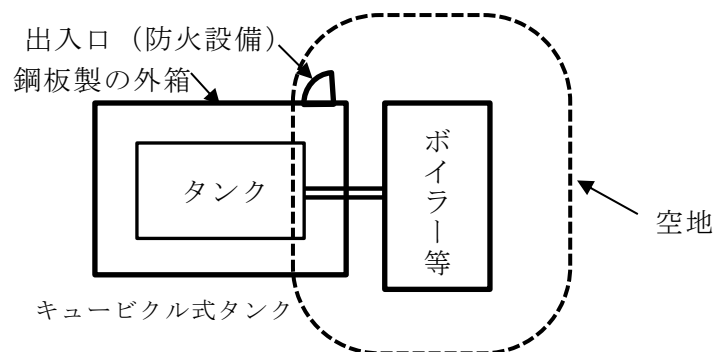
- ㊦ 空地内にキュービクル式タンクを設置する場合は、前第4、1、(3)によること。



【認められる例】



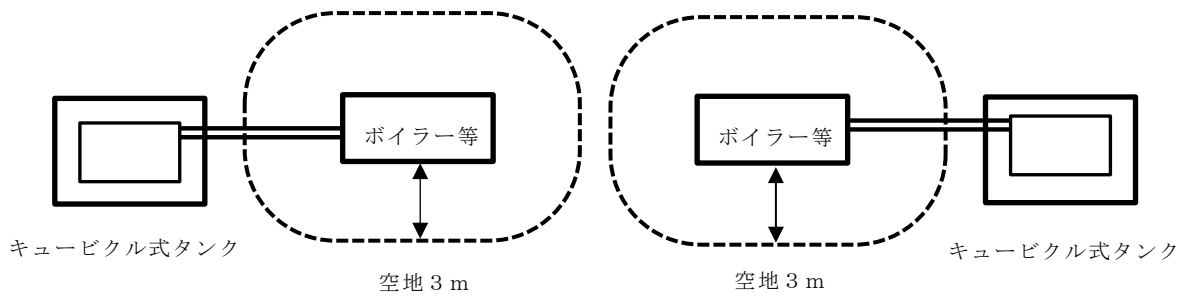
【認められない例】



【認められない例】

- イ 屋上において、前第2、2、(1)、ウにより一の少量危険物貯蔵取扱場所とし、かつ、保有空地例を適用する場合は、キュービクル式タンクの周囲に3m以上の空地を保有する必要はないこと。

また、キュービクル式タンクは3m以上の空地の外側に設置すること。



### 3 タンクの鋼板及び圧力タンク（第2項第1号）

- (1) 「鋼板」は、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 SS400をいう。
- (2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次の式により算出された数値以上の厚さとする。

$$t = \frac{400}{\sigma} \times t_o$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

t<sub>o</sub> : SS400を使用する場合の板厚 (mm)

主な金属板の最小板厚例 (単位mm)

材質名	JIS 記号	引張り 強さ (N/mm <sup>2</sup> )	容 量						
			40ℓ 以下	40ℓ を超え 100ℓ 以下	100ℓを 超え 250ℓ 以下	250ℓを 超え 500ℓ 以下	500ℓを 超え 1000ℓ 以下	1000ℓを 超え 2000ℓ 以下	2000ℓ を超 える もの
一般圧延板	SS400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステンレス 鋼板	SUS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SUS316								
アルミニウム 合金板	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5083 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
アルミニウム 板	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

- (3) 圧力タンクとは、最大常用圧力が5 kPaを超える圧力がタンク内部にかかるタンクとする。この場合、最大常用圧力とは設計圧力でないので留意すること。

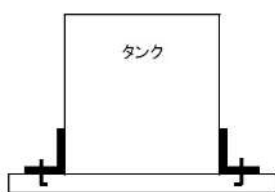
#### 4 地震等の転倒及び落下防止（第2項第2号）

地震等により容易に転倒及び落下しないよう設ける場合は次のとおりであること。

- (1) 基礎は、鉄筋コンクリート造とする。ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造として差し支えないこと。
- (2) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造とする。
- (3) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3 m以下とする。
- (4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例によること。

ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する。アンカーボルトは、引抜力、せん断力を考慮して選定する。

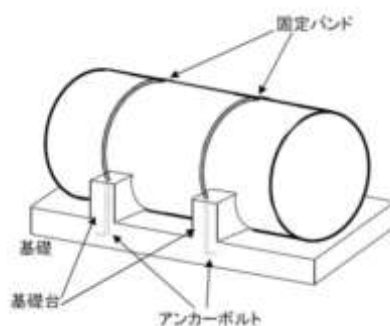
基礎に固定する例



架台に固定する例



イ タンクを直接基礎に固定することなく、固定バンド及びアンカーボルトにより間接的に固定する。この場合、固定バンド及びアンカーボルトには、さび止め塗装がされていること。



円筒横置型タンクの設置例

#### 5 圧力タンクの安全装置及び圧力タンク以外の通気管等（第2項第4号）

- (1) 圧力タンクにおける「有効な安全装置」は、次のいずれかの方法により、タ

ンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は点検に容易であり、かつ、作動した場合に気体のみが噴出し、内容物を吹き出さない位置とすること。

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

(2) 圧力タンク以外のタンクにおける「通気管」は、次によること。

ア 管の内径は、20mm以上とすること。

イ 先端の位置は、地上2m以上の高さとし、かつ、建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1m以上離すこと。

ウ 先端の構造は、雨水等の浸入を防ぐものとする。

エ 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

オ 屋内タンクで引火点100℃以上の危険物のみを100℃未満で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管の先端は、室内とすることができる。

## 6 引火防止措置（第2項第5号）

引火を防止するための措置は、通気管の先端に40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法とすること。

## 7 危険物の量の表示（第2項第6号）

(1) 上部計量口による場合は、厚さ2mm以上の鋼板で造られた蓋又はこれと同等以上の強度を有する蓋が設けられているものとする。

(2) フロートゲージ（フロートスイッチを含む。）による場合は、金属製等のフロートを用いること。

## 8 注入口及び弁等（第2項第7号）

火災予防上支障のない場所は、次によること。

なお、注入口を他のタンク等の注入口と併設する場合は、注入口の蓋にそれぞれ容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法により表示すること。

(1) 火気を使用する場所がある場合は、防火上有効に遮へいすること。

(2) 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置につ

いては、当該危険物の蒸気が滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けること。

- (3) 注入口又はタンク直近に設ける弁（バルブ、コック等）は、金属製のものであり、かつ、漏れのない構造とすること。

### 9 緩衝装置（第2項第9号）

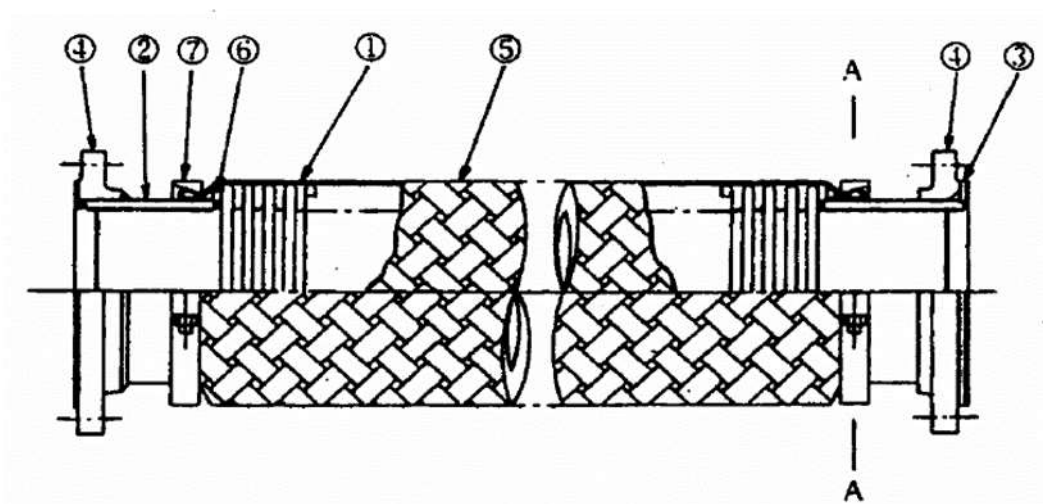
地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない措置は、次によること。

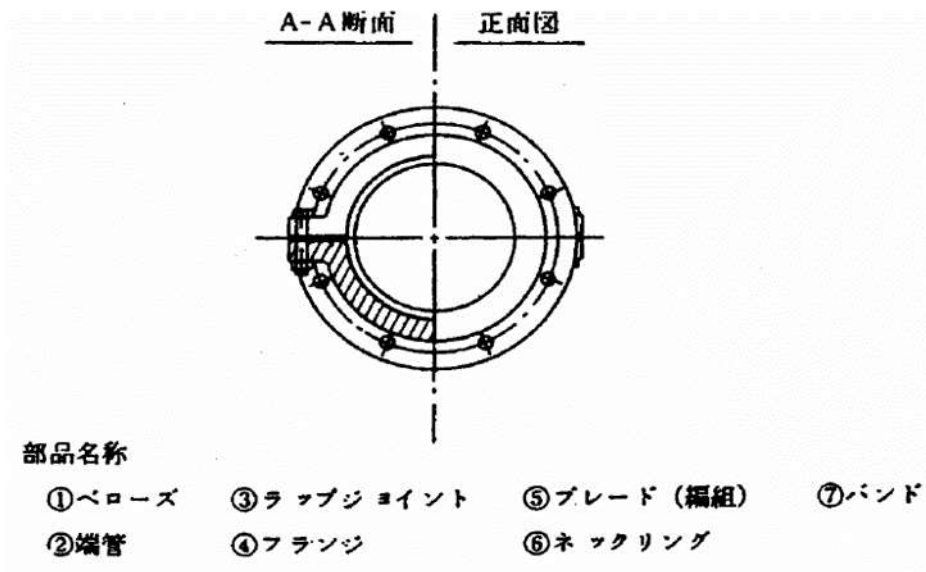
- (1) 配管結合部の直近に可とう管継手を設けること。この場合、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等における軸方向変位量を吸収できるよう設置すること。
- (2) 可とう管継手のフレキシブルメタルホースで呼び径40mm未満のもの及びユニバーサル式ベローズ形伸縮継手で呼び径80mm未満のものは、認定試験の対象ではないので、当該可とう管継手を用いる場合は、次の表の左欄に掲げる呼び径に応じ同表右欄に掲げる長さを有するものを用いるよう指導すること。◆

フレキシブルメタルホースの場合

管の呼び径（mm）	長さ（mm）
25 未満	300
25 以上 40 未満	500

フレキシブルメタルホースの構造例

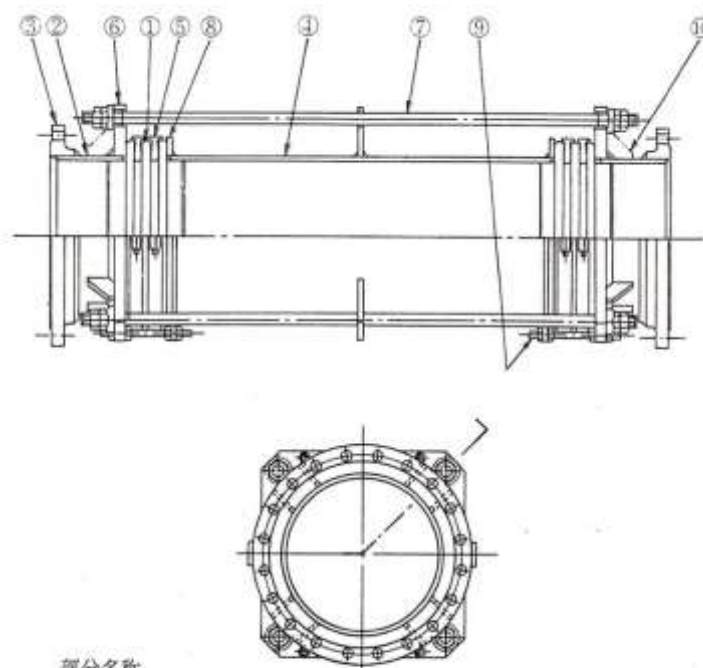




ユニバーサル式ベローズ形伸縮継手の場合

管の呼径 (mm)	長さ (mm)
25 未満	300
25 以上 50 未満	500
50 以上 80 未満	700

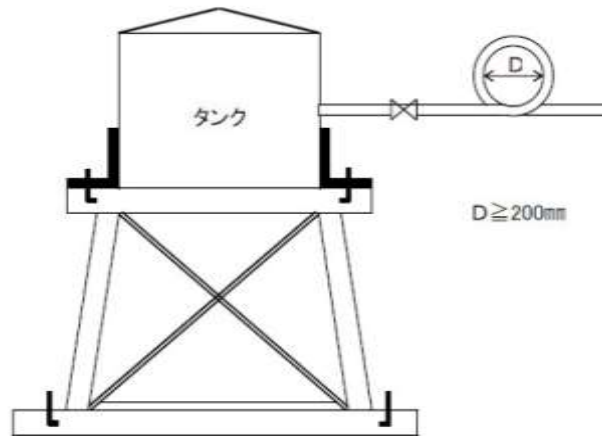
ユニバーサル式ベローズ形伸縮継手構造例



部分名称

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| ①ベローズ  | ⑤調整リング  | ⑨セットボルト |
| ②端管    | ⑥ステー板   | ⑩リブ     |
| ③フランジ  | ⑦ステーボルト |         |
| ④中間パイプ | ⑧ネックリング |         |

- (3) 配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を内径 200mm以上のループ状とする等の措置を講じること。



#### 10 危険物の流出防止（第2項第10号）

危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置は、次によること。  
なお、液体の危険物には、第4類以外の液体の危険物も含まれるものであること。

##### (1) 屋外タンク

ア タンクの周囲に設ける流出止めは、コンクリート、鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造のもので、亀裂、損傷等により危険物が流出しない構造のものとする。

イ 流出止めは、タンクの全容量を収容できるものとする。

なお、一の流出止めに二以上のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの全容量を収容できるものであること。

ウ 流出止め内の地盤面は、コンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆すること。

エ 流出止めには、ためますを設けること。

オ 流出止め又は前エのためますに水抜口を設ける場合は、弁付きのものとする。

カ 条例第31条の3第2項第1号による「防火上有効な塀」又は同号ただし書による「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」により、有効に危険物の流出を防止できる場合は、当該塀又は壁をもって流出止めに代え

ることができること。

キ 標識等を流出止めに付置する場合は、流出止めの機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。

## (2) 屋内タンク

ア 流出止めの構造は、前(1)、アと同様のものとする。

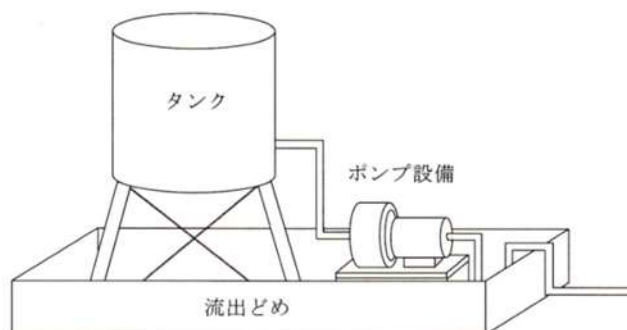
イ 流出止めの容量は、当該流出止め内にあるタンクの全容量を収容できるものとする。

なお、タンクをタンク専用室内に設置する場合で、流出止めとタンク専用室出入口の敷居等を組み合わせることにより、タンクの全容量を収容できる場合についても認められること。

ウ 流出止めには、ためますを設けること。

エ 流出止め内には、当該流出止め内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。

オ ポンプ設備は原則として流出止め内に設置しないこと。ただし、当該流出止めの高さ以上の位置に設置する場合はこの限りでない。



## 11 タンク底板の腐食防止（第2項第11号）

底板の外面の腐食を防止するための措置は、地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコールタールエナメル等の塗装を施す等の措置とすること。



## 第7 地下タンク少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の5）

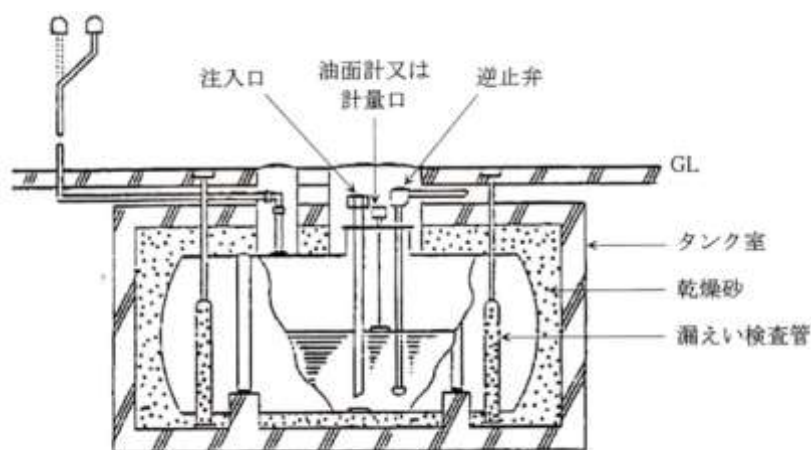
### 1 コンクリート造等のタンク室及び漏れ防止構造（第2項第1号）

(1) コンクリート造のタンク室は次によること。

ア 側壁及び底は、厚さ 0.2m以上のコンクリート造のもの、又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造とすること。

イ 蓋は、厚さ 0.2m以上の鉄筋コンクリート造のもの、又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、厚さについては、自動車の荷重がかかるおそれがない等、安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

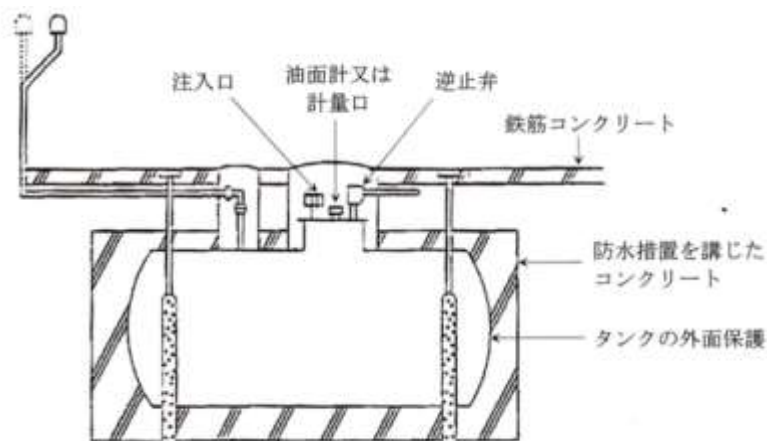
タンク室の設置例



(2) 漏れ防止構造は次によること。

防水の措置を講じた厚さ15cm（側方及び下方にあつては、30cm）以上のコンクリートで被覆する構造とすること。

漏れ防止構造を有するタンク設置例



2 自動車等の荷重防止にかかる蓋（第2項第2号）

- (1) タンク室及び漏れ防止構造以外の方法でタンクを設置する場合は、蓋の上部に車両等の荷重が加えられても直接タンクにその重量が加わらないよう、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によって蓋を支える等の措置を講ずること。

なお、この場合、危政令第13条第2項に規定する二重殻タンクを設置するよう指導すること。◆

- (2) 蓋の構造は、厚さ 0.2m以上の鉄筋コンクリート造のもの、又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。

3 タンク基礎（第2項第3号）

厚さ 0.2m以上のコンクリート造のもの、又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造の基礎に、締付けバンド、ボルト等により固定すること。

4 地下タンクの鋼板（第2項第4号）

- (1) 「厚さ 3.2mm以上の鋼板」は、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 SS400をいう。
- (2) 「これと同等以上の強度を有する金属板」は、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とすること。

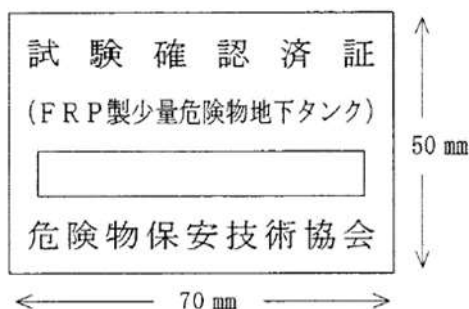
$$t = \frac{400}{\sigma} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

5 鋼板と同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（第2項第4号）

危険物保安技術協会の試験確認を受けたガラス繊維強化プラスチックタンクは、鋼板と同等以上の性能を有するものとして扱って支障ないこと。



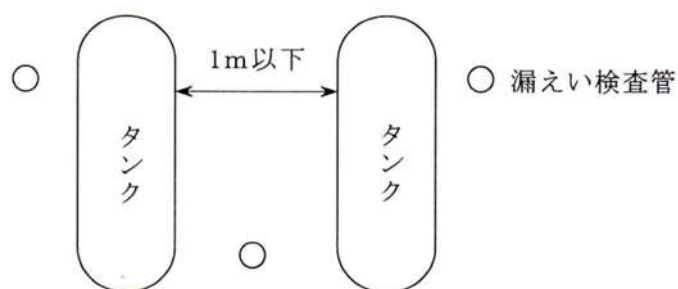
備考

1. 試験確認済証の材質は金属板とし、厚さは0.2mmとする。
2. 試験確認済証の地は青色とし、文字、整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

## 6 漏れを検知する設備（第2項第7号）

液体の危険物の漏れを検知する設備として、漏えい検査管を設ける場合、その材質、構造等は次によること。

- (1) 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。
- (2) 長さは、地盤面からタンクの基礎までとすること。
- (3) 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。
- (4) 上端部は、水が浸入しない構造とし、かつ、蓋は、点検時に容易に開放できるものとする。
- (5) 二以上のタンクを1 m以下に近接して設ける場合は、タンク相互間に一の漏えい検査管を設け、かつ、タンクとタンク室の側壁間にそれぞれ一以上の漏えい検査管を設けること。



- (6) 前(1)から(5)に掲げるもののほか、「液体の危険物の漏れを検知する設備」は、危政令第13条第1項第13号の例により設置することができること。
- (7) 二重殻タンクを設置した場合の漏れを検知する設備は、危規則第24条の2の2の規定の例により設けること。

## 第8 移動タンク少量危険物貯蔵取扱場所の基準（条例第31条の6）

### 1 貯蔵及び取扱いの基準（第1項）

#### (1) 容器への詰替え（第2号）

ア タンクから容器へ危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を詰め替えるときは、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により行うこと。

イ 注入速度は安全な速度（灯油 60ℓ/分、軽油180ℓ/分以下）で行うこと。

#### (2) 移動タンクから自動車等への直接給油の禁止

タンクから自動車等への直接給油は原則禁止とするが、次の場合はこの限りではない。

ア 建設現場等の定められた工事範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない土木建設重機等に引火点40℃以上の第4類の危険物を給油する場合

イ 災害現場で活動中の自動車等に引火点40℃以上の第4類の危険物を給油する場合

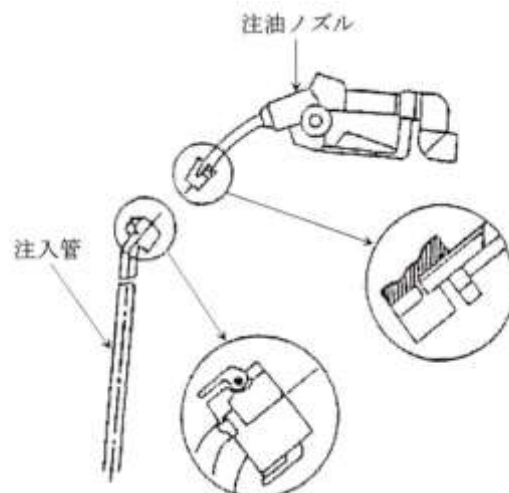
ウ 注入速度は前(1)、イによるものとする。

#### (3) 静電気による災害が発生するおそれのある危険物（第3号）

静電気による災害が発生するおそれのある液体とは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び導電率が $10^{-8}$  S/m（ジーメンズ/メートル）以下の危険物をいう。

#### (4) 注入管（第4号）

注入管を用いる場合は、次の方法がある。



2 車両に複数のタンクを固定する場合

次のとおり指導すること。◆

- (1) タンクを積み替えるための構造以外の構造とすること。
- (2) 複数のタンクから同時に危険物の取扱いができない構造とすること。
- (3) タンク間を配管で接続しないこと。

3 常置場所（第2項第1号）

火災予防上安全な場所は、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所とし、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。

4 移動タンクの鋼板（第2項第2号）

- (1) 「厚さ 3.2mm以上の鋼板」は、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 SS400をいう。
- (2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とすること。ただし、最小板厚は 2.8mm以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

A：使用する金属板の伸び（%）

SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の例

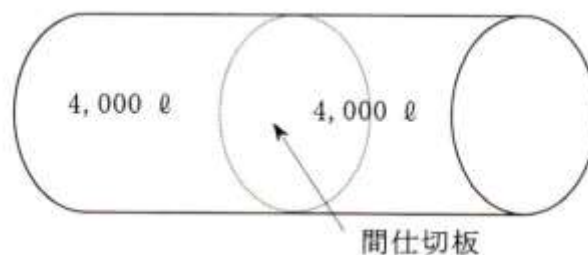
材 質 名	JIS 記号	引張 強 さ (N/mm <sup>2</sup> )	伸 び (%)	計 算 値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム 合 金 板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延 鋼 材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

5 Uボルト等のタンクの固定（第2項第3号）

- (1) 「これに相当する部分」は、シャーシフレームのない車両については、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。
- (2) タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められるものであること。

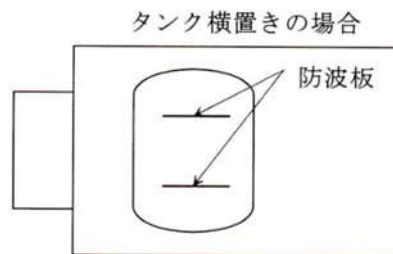
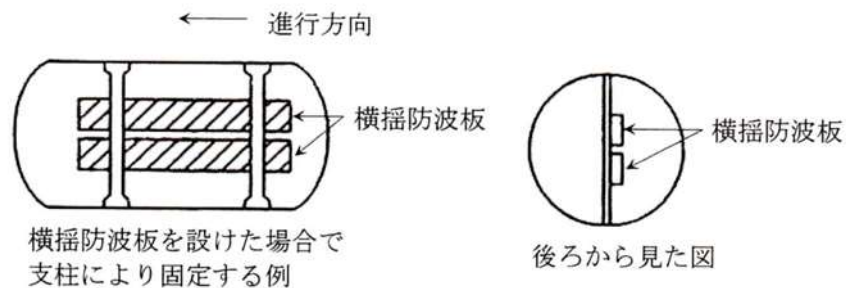
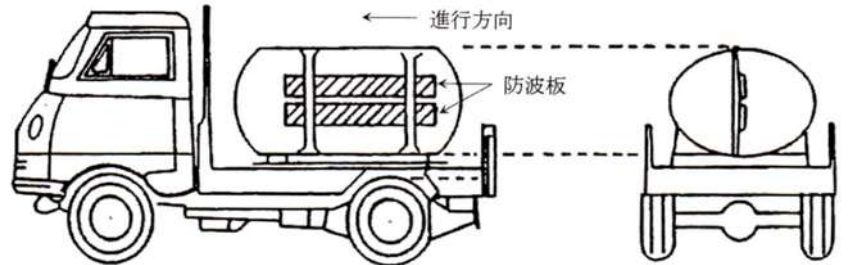
6 タンクの間仕切り板（第2項第5号）

「厚さ 3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」は、前4の例によること。



7 防波板（第2項第6号）

- (1) 防波板は、容量が2,000ℓ以上のタンク（間仕切り板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設けること。
- (2) 防波板は、次の例によりタンクの移動方向と平行に設けること。



- (3) 防波板は、危省令第24条の2の9の規定の例により設けるよう指導すること。◆
- (4) 防波板に用いる「厚さ 1.6mm以上の鋼板」とは、JIS G 3131熱間圧延軟鋼板 SPHCをいう。
- (5) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とすること。

$$t = \sqrt{270/\sigma} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

SPHC以外の金属板を使用する場合の板厚例

材 質 名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS316	520	1.16	1.2
	SUS304L	480	1.20	1.2
	SUS316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

8 マンホール・注入口の蓋（第2項第7号）

「厚さ 3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」は、前4の例によること。

9 防護枠（第2項第8号）

防護枠は、以下のとおりとすること。

- (1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置の高さ以上とする。
- (2) 防護枠は、厚さ 2.3mm以上の鋼板（JIS G 3131熱間圧延軟鋼板SPHC）とする。  
ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする。

$$t = \sqrt{270/\sigma} \times 2.3$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

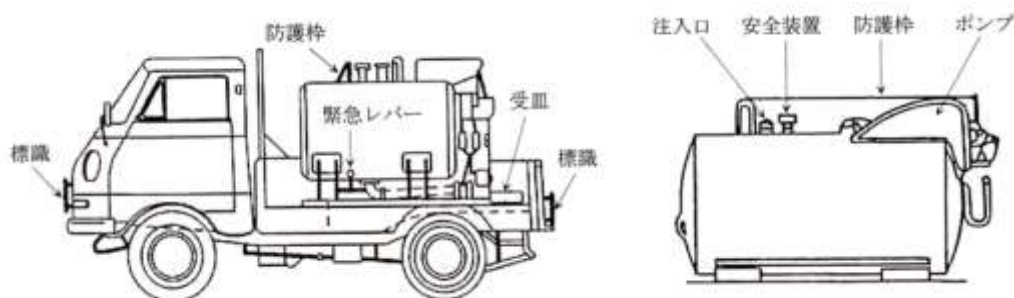
σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）



SPHC以外の金属板を使用する場合の板厚例

材質名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.66	1.7
	SUS316	520	1.66	1.7
	SUS304L	480	1.73	1.8
	SUS316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

- (3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とすること。



10 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁（第2項第9号）

- (1) 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等は、レバー等の操作により閉鎖するもののほか、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものとする  
こと。
- (2) 「緊急レバー」等の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見やすい位置  
に表示すること。

11 タンク及び附属装置の電気設備（第2項第11号）

- (1) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場  
所は、引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内  
若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当するも  
のであること。
- (2) 可燃性の蒸気に引火しない構造は、防爆性能を有する構造をいうものである  
こと。

## 12 注入ホース

注入ホースは、次のとおりとすること。

- (1) 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- (2) 長さは、30m以下とすること。◆
- (3) 結合金具は、危険物の取扱中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合わせ固定式結合金具等であること。
- (4) 結合金具及び注入ホースは、取扱中の圧力等に十分耐える強度を有すること。
- (5) 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造（例：満量停止制御装置等）であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものは認められない。

## 13 接地導線

液体の危険物のうち、静電気による災害が発生するおそれのあるものの移動タンクには、接地導線を設けること。

なお、接地導線は次によること。

- (1) 接地導線は、良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆したもの、又はこれと同等以上の導電性及び損傷に対する強度を有すること。
- (2) 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

## 第9 指定可燃物等貯蔵取扱場所の基準（条例第33条・第34条）

指定可燃物（条例別表8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）又は指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「指定可燃物等貯蔵取扱場所」という。）における技術基準は次によるものとする。

### 1 貯蔵及び取扱い

貯蔵及び取扱いとは、倉庫において貯蔵する場合又は工場において製造、加工する場合並びに工事用資機材として貯蔵又は取り扱う場合とし、次のとおりとする。

#### (1) 貯蔵とは

倉庫内に保管することや屋外に集積する等の場合をいう。

#### (2) 取扱いとは

指定可燃物及び動植物油類に係る製造、加工等をいう。

#### (3) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類等

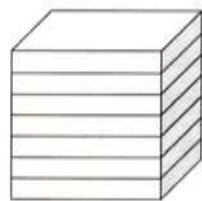
イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されるもの

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの

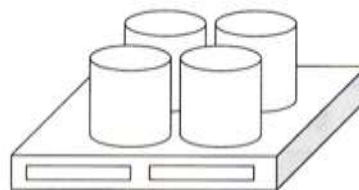
エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤改良材、道路の舗装材等

オ 搬送用の道具等として使用するビールケース、パレット等





パレット等の集積は、指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、指定可燃物に該当しない。

## 2 指定可燃物等貯蔵取扱場所の同一場所の範囲

可燃性液体類等及び綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う同一場所の範囲は次のとおりとする。

### (1) 可燃性液体類等

各少量危険物貯蔵取扱場所に係る同一場所の範囲に準ずる。

### (2) 綿花類等

#### ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合はこの限りでない。

#### イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床、天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合には、当該室ごととすることができる。

3 指定可燃物の具体的な品名例（条例第33条第1項）

(1) 条例別表第8の品名欄に掲げる物品のうち、具体的な品名例は次のとおりとする。

品名	数量	品名例	綿花類等	可燃性固体類等
綿花類	200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛	○	
木毛及びかんなくず	400 kg	椰子の実繊維、製材中のかんなくず	○	
ぼろ及び紙くず	1,000 kg	衣類、古新聞、古雑誌	○	
糸類	1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸	○	
わら類	1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草	○	
再生資源燃料	1,000 kg	廃棄物固形化燃料（RDF等）	○	
可燃性固体類	3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール		○
石炭・木炭類	10,000 kg	練炭、豆炭、コークス	○	
可燃性液体類	2 m <sup>3</sup>	潤滑油、自動車用グリス		○
木材加工品及び木くず	10 m <sup>3</sup>	家具類、建築廃材	○	
合成樹脂類	発泡させたもの	20 m <sup>3</sup>	発泡ウレタン、発泡スチロール断熱材	○
	その他のもの	3,000 kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム	○

備考 「可燃性固体類等」とは、可燃性固体類及び可燃性液体類をいう。

「綿花類等」とは、指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物をいう。

(2) 条例別表第8備考に掲げる品名の取扱いは次のとおりとする。

ア 綿花類

- (7) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (イ) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれること。
- (ロ) 羽毛は綿花類に該当すること。
- (ハ) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄のバンドで圧縮梱包された羊毛は、綿花類に該当しないこと。
- (ニ) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当すること。
  - あ 不燃性・・・ガラス等の無機質の繊維
  - い 難燃性・・・塩化ビニリデン系の繊維

イ 木毛及びかんなくず

- (7) 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当すること。

- (4) かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当すること。

ウ ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当すること。

エ 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。

また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当すること。

オ わら類

- (7) わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当すること。
- (4) 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれること。
- (7) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しないこと。

カ 再生資源燃料

- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがあること。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状とただけのものは除かれること。

あ R D F（Refuse Derived Fuel）

家庭から出される<sup>じんがい</sup>塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

い R P F（Refuse Paper and Plastic Fuel）

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの

#### う 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの

- (4) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当すること。

#### キ 可燃性固体類

- (7) 可燃性固体類には、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当すること。
- (4) 条例別表第8備考6の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」によること。

#### ク 石炭、木炭等

- (7) 石炭は、無煙炭、瀝青炭<sup>れきせいたんかつたん</sup>、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当すること。
- (4) 練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当すること。
- (7) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないこと。

#### ケ 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当すること。

#### コ 木材加工品及び木くず

- (7) 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組み立てたもので完成品の一部品となるもの）、完成した家具類等は、木材加工品に該当すること。
- (4) 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないこと。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当すること。

- (㉞) 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないこと。
- (㉟) 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないこと。
- (㊱) 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当すること。

サ 合成樹脂類

- (㉞) 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当すること。
- (㊱) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、おおむね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当すること。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当すること。

- (㊱) 条例別表第8備考9の不燃性又は難燃性の判断

JIS K 7201-2「プラスチック－酸素指数による燃焼性の試験方法－第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこと。



一般的に使用される合成樹脂の例

<p>酸素指数 26 未満の合成樹脂の例※</p>	<p>アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)                  アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)                  エポキシ樹脂 (EP) ……接着剤以外のもの                  不飽和ポリエステル樹脂 (UP)                  ポリアセタール (POM)                  ポリウレタン (PUR)                  ポリエチレン (PE)                  ポリスチレン (PS)                  ポリビニルアルコール (PVAL) ……粉状 (原料等)                  ポリプロピレン (PP)                  ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル酸樹脂)</p>
<p>酸素指数 26 以上又は液状の合成樹脂の例</p>	<p>フェノール樹脂 (PF)                  フッ素樹脂 (PFE)                  ポリアミド (PA)                  ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)                  ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)                  ユリア樹脂 (UF)                  ケイ素樹脂 (SI)                  ポリカーボネイト (PC)                  メラミン樹脂 (MF) ……球状 (原料等)                  アルキド樹脂 (ALK)</p>

※ 難燃化により酸素指数が26以上のものがある。

注 括弧書きは略号又は別名を示す。

- (2) 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当すること。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量に関わらず、再生資源燃料として取り扱うこと。

- (3) 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当すること。

あ 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

い 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物であること。

### 合成ゴムの例

スチレンブタジエンゴム (SBR)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム (NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

#### う 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等があること。

- (カ) 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となること。
- (キ) ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50%以上を占めるものは、該当すること。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないこと。
- (ク) フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当すること。

### フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

- (ケ) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にある全ての掛品をいうこと。

#### 4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とすること。

- (1) 糸類 500,000kg、綿花類60,000kg、ぼろ及び紙くず 800kgを貯蔵し、又は取り扱う場合

品名	貯蔵量	別表第8の数量	備考
糸類	500,000 kg	1,000 kg	別表の数量の500倍
綿花類	60,000 kg	200 kg	別表の数量の300倍
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表の数量未滿（非該当）
別表の数量の800倍の貯蔵及び取扱い			

- (2) 綿花類 150kg、糸類 800kg、ぼろ及び糸くず 800kgの2以上異なる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合

品名	貯蔵量	別表第8の数量	備考
綿花類	150 kg	200 kg	別表の数量未満（非該当）
糸類	800 kg	1,000 kg	別表の数量未満（非該当）
ぼろ及び糸くず	800 kg	1,000 kg	別表の数量未満（非該当）
指定可燃物貯蔵取扱場所に該当せず			

- (3) 条例別表第8の同一品名欄に含まれる異なる物品の綿糸 500kg、麻糸 500kg及び化学繊維糸 500kgを貯蔵し、又は取り扱う場合。ただし、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除くものとする。

品名	貯蔵量	別表第8の数量	備考
綿糸	500 kg	糸類 1,000 kg	別表の数量の1.5倍
麻糸	500 kg		
化学繊維糸	500 kg		
別表の数量の1.5倍の貯蔵及び取扱い			

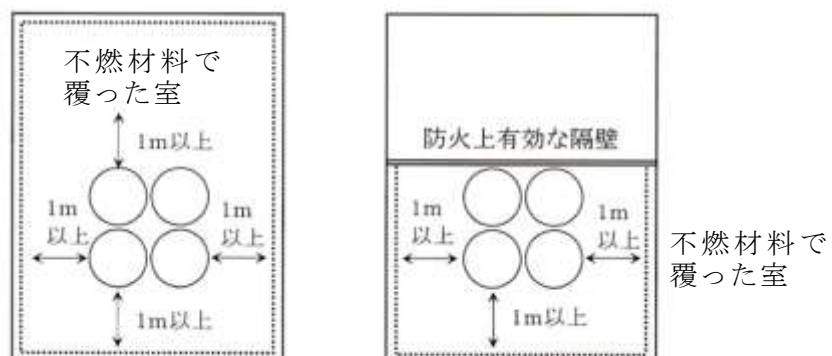
5 空地及び防火上有効な塀（条例第33条第2項第1号）

- (1) 空地を設ける場合は、第4屋外の少量危険物貯蔵取扱所の基準、1、(1)（カを除く。）の例によること。
- (2) 防火上有効な塀を設ける場合は、第4屋外の少量危険物貯蔵取扱所の基準、1、(2)の例によること。

6 20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う室（条例第33条第2項第2号）

「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいうこと。

なお、防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1m以上の空地を保有すること。



7 綿花類等と危険物の貯蔵、又は取扱い（条例第34条第1項第3号）

「危険物と区分して」とは、危険物の貯蔵、又は取扱いをやむを得ず行う場合に、火災予防上安全な距離として1 m以上を確保し、かつ、それぞれを明確に区分することをいうこと。

8 廃棄物固形化燃料等の適切な水分管理（条例第34条第1項第5号ア）

水分量を10%以下のできる限り低い管理値に抑え、発熱を防止することをいうこと。

9 綿花類等の集積（条例第34条第2項第2号・3号）

綿花類等の集積には、屋外、屋内でばら積みのほか、容器の積み重ね、架台、タンク等での貯蔵等、全ての形態における集積が該当すること。

10 廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭集積場所に設置する適温管理の散水設備等（条例第34条第2項第2号）

「散水設備等」は、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等とし、これらにより火災の拡大又は延焼拡大の防止が図られる場合は、1集積単位の面積が400㎡以下、集積単位相互間の距離を1 m以上とすることができるものであること。

11 合成樹脂類集積場所に設置する火災拡大又は延焼防止の必要な措置（条例第34条第2項第3号ア）

「火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置」は、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等の設置によるものとする。

この場合において、1集積単位の面積及び集積単位相互間の距離の規定は適用しないこと。

12 空地又は防火上有効な塀及び延焼防止の水幕設備（条例第34条第2項第3号イ）

- (1) 空地又は防火上有効な塀は第4屋外の少量危険物貯蔵取扱場所の基準、1、(1)（カを除く。）並びに(2)の例によること。

なお、必要に応じ、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲の四隅、隅角部等を、くい、縁石、塗装等により表示するよう指導すること。◆

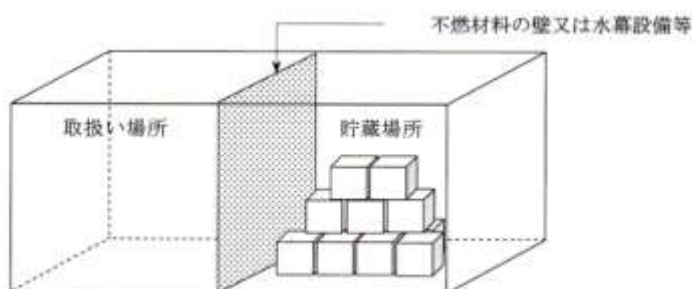
- (2) ただし書の開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁は、第4屋外

の少量危険物貯蔵取扱場所の基準、1、(3)の例によること。

また、「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置」は、水幕設備、ドレンチャー設備若しくはスプリンクラー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置等を設けた場合をいうこと。

### 13 屋内の貯蔵場所と取扱場所等の間の区画（条例第34条第2項第3号ウ）

「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置」は、前12、(2)の後段と同様の場合をいうこと。



### 14 廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造（条例第34条第2項第4号イ）

廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造は、次によること。

- (1) タンク等の下部を開放することで内容物の全量が落下する等により即時に排出される構造
- (2) タンク等の内容物に異常が生じてから危険な状態になる前に、通常の搬出設備以外で外部へ搬出又は排出することができるもの

### 15 消火設備

- (1) 可燃性固体類等の移動タンク以外の指定可燃物等貯蔵取扱場所

ア 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設けること。

イ 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の指定可燃物等貯蔵取扱場所については、消火器具を設けるよう指導すること。◆

- (2) 可燃性固体類等の移動タンク

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の規定により消火器を設置することとされており、また、施行令別表第1(20)項に掲げる舟車として法第17条第1項の規定が適用されること。